

袖ヶ浦市介護保険運営協議会(令和3年度 第3回)議事録

- 1 開催日時 令和3年11月16日(火) 午後2時00分開会
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所 旧館3階大会議室
- 3 出席委員

会 長	小泉 政洋	委 員	中村 武仁
副会長	大熊 賢滋	委 員	中村 隆
委 員	大岩 みさ子	委 員	高野 圭介
委 員	石川 和利	委 員	佐藤 理映子
委 員	齊藤 智枝	委 員	平野 しげ子
委 員	長谷川 かつえ	委 員	宮崎 智弘
委 員	志村 弘道		

(欠席委員)

委 員	中村 美保
-----	-------

- 4 出席職員

福祉部長	今関 磨美	介護保険課 副主査	四宮 里江子
福祉部 参事 [介護保険課長]	山口 桂一	高齢者支援課長	金子 則彦
介護保険課 管理班長	永島 伸之	高齢者支援課 地域包括支援班長	鹿島 健志
介護保険課 主査	松崎 真伍		

- 5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人	傍聴人数	0人
------	----	------	----

- 6 次第

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 袖ヶ浦市介護保険運営協議会の概要について
- 5 袖ヶ浦市介護保険運営協議会会長及び副会長の選出について
- 6 議題
  - (1) 介護保険事業の概要について
  - (2) 地域包括支援センターの概要について
  - (3) 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について
  - (4) 地域密着型サービス事業者公募に係る事業者選定について
  - (5) その他
- 7 閉会

7 議 事

事務局 (山口参事)	<p>出席の報告をいただいております皆様、全員お揃いですので、始めさせていただきます。</p> <p>本日、中村 美保委員が所用のため欠席との報告をいただいております。</p> <p>これより、次第に沿って、令和3年度第3回袖ヶ浦市介護保健運営協議会を進めさせていただきます。</p> <p>それでは、ここで粕谷市長から「ごあいさつ」を申し上げます。</p>
	市長あいさつ(略)
事務局 (山口参事)	誠に申し訳ございませんが、市長におきましては、所用により、ここで退席させていただきます。
	市長退席
事務局 (山口参事)	続きまして、委員紹介ですが、私から紹介させていただきます。本日配布させていただきました委員名簿に沿いまして、ご紹介させていただきます。
	委員紹介(略)
事務局 (山口参事)	続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。
	事務局職員紹介(略)
事務局 (山口参事)	続きまして、これから皆様に委員としてご協力いただきます、袖ヶ浦市介護保健運営協議会の概要につきまして、事務局からご説明させていただきます。
事務局 (永島班長)	袖ヶ浦市介護保健運営協議会の概要を説明
事務局 (山口参事)	<p>続きまして、会長及び副会長の選出でございます。</p> <p>この会長及び副会長につきましては、袖ヶ浦市介護保険運営協議会規則第3条第2項の規定により、「会長及び副会長は、委員の互選によって選出すること」になっております。</p> <p>まず、会長の選出につきまして、ご意見等ございますでしょうか。</p>
大熊委員	<p>小泉委員を推薦します。</p> <p>小泉委員は、袖ヶ浦市社会福祉協議会の理事として、高齢者福祉に精通しており、そして、当運営協議会の委員を再任されている方の一人であり、当運営協議会の運営状況を把握されているため、会長として、適任であると思います。</p>
事務局	ただ今、会長を小泉委員にお願いしたいとの意見がございましたが、

(山口参事)	いかがでしょうか。
	「賛同」の意思表示多数
事務局 (山口参事)	ただ今、会長の選出について、推薦とご賛同の声をいただいておりますが、小泉委員はいかがでしょうか。
小泉委員	ご推薦とご賛同の声をいただきましたので、僭越ではございますが、会長職を引き受けさせていただきます。
事務局 (山口参事)	それでは、会長につきましては、小泉委員に決定することといたします。 続きまして、副会長の選出でございます。 副会長の選出につきましては、ご意見等ございますでしょうか。
大岩委員	大熊委員を推薦します。 大熊委員は、当運営協議会の委員を再任されている方の一人であり、今回の委員改選前の運営協議会の副会長を務めていただきました。 当運営協議会の運営状況を把握されているため、会長のサポート役である副会長として適任であると思います。
	「賛同」の意思表示多数
事務局 (山口参事)	副会長の選出について、推薦とご賛同の声をいただいておりますが、いかがでしょうか。
大熊委員	ご推薦とご賛同の声をいただきましたので、僭越ではございますが、副会長職を引き受けさせていただきます。
事務局 (山口参事)	それでは、副会長につきましては、大熊委員に決定することといたします。 それでは、会長、副会長の就任にあたり、一言ずつごあいさつをお願いいたします。
	小泉会長あいさつ(略) 大熊副会長あいさつ(略)
事務局 (山口参事)	ありがとうございました。 それでは、小泉会長におかれましては、恐れ入りますが、議長席に移動をお願いいたします。
	小泉会長が席を移動
事務局 (山口参事)	それでは、会議を始めさせていただきます。 ただ今の出席委員は14名でございます。 従いまして、袖ヶ浦市介護保険運営協議会規則第4条第2項の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。 これより、令和3年度第3回袖ヶ浦市介護保険運営協議会を始めさせていただきます。 まず、事前に送付させていただきました、会議資料のご確認をお願い

	<p>いたします。</p> <p>次第、先ほど説明いたしました、袖ヶ浦市介護保険運営協議会の概要についての資料、議題の資料で合計10点でございます。不足等はありませんでしょうか。</p> <p>それでは、早速、議事に入りたいと思います。</p> <p>会議の進行は、袖ヶ浦市介護保険運営協議会規則第4条の規定により、会長が行うこととなっておりますので、小泉会長にお願いしたいと思います。それでは、小泉会長よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、まず、議事に入る前に、会議の公開及び傍聴について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (山口参事)	<p>本日の会議は公開でございます。なお、会議録につきましては、ホームページ及び市政情報室で公開してまいりますので、ご了解ください。</p> <p>委員の皆様方には、後日、議事録を送付させていただきます。</p>
議長	<p>皆様、会議の公開等については、よろしいでしょうか。</p> <p>本日の議題は、その他を含め5件になります。</p> <p>会議次第をご覧ください。</p> <p>議題1～4は、事務局の説明を受けてから、委員の皆様にご意見をいただくものです。</p> <p>議題5は、「その他」といたしまして、委員の方々からのご意見を伺うものです。</p> <p>議題ごとに、事務局の説明が終了した後に、質疑をお受けすることとします。</p> <p>まず、議題1「介護保険事業の概要について」、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (須藤班長)	<p><b>【議題(1)に関する説明】</b></p>
小泉会長	<p>質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。</p> <p>質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、ありましたらお願いします。</p>
事務局	<p>質疑なし</p>
	<p>ないようですので、次の議題に移らせていただきます。</p> <p>次に、議題(2)「地域包括支援センター事業の概要について」、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (鹿島班長)	<p><b>【議題(2)に関する説明】</b></p>
小泉会長	<p>質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。</p>
中村隆委員	<p>地域包括支援センターの体制強化のところで、長浦地区の事業者の募集状況について、差し支えなければ教えていただければと思います。</p>

事務局 (鹿島班長)	<p>長浦地区の事業者の募集状況ということでございますが、申し訳ありませんが、事業者の選定の作業中であり、何社から応募が来ていますとお伝えできないですけれども、事業者の方からは手を挙げてくださっております。</p> <p>何社と言ってしまうと審査に差しさわりが出してしまうこと、まだどこにも公表していないため、ご了承いただければと思います。</p>
小泉会長	当初のスケジュールどおりに、手続きは進んでいるということですね。
事務局 (鹿島班長)	はい、そうです。
高野委員	<p>地域包括支援センター事業の概要の話から若干離れてしまっていますが、地域生活の移行が進んできて、先ほどの説明でも居宅介護が1,341人ということで大分増えてきているようです。</p> <p>現在、市直営で包括をやられているということで、主任ケアマネを資格取得されている方が大半だと思いますが、袖ケ浦市でも今年度から、介護資格取得支援制度ということで、初任者研修、ケアマネ資格取得、主任ケアマネ研修も支援対象だったと思いますが、現在、ケアマネは、採用が困難な職種であり、袖ケ浦市では主任ケアマネジャーが十数名とかなり少ないのかなというところもあります。</p> <p>スキルアップというか、介護の現場職員からはケアマネジャーを目指そうという職員が、なかなか出ないのが現状でして、一つに処遇の問題もあるかと思いますが、資格取得支援制度に関して、現状ケアマネ資格を持っている方の更新費用の支援というのは、この先お考えでしょうか。</p>
事務局 (山口参事)	<p>更新費用についても、できれば補助はやっていきたいと考えているところでございます。令和2年度から支援制度を始めましたが、コロナの関係が始まったので、初任者研修なども全部含めて実績がありませんでしたが、令和3年度に入って何件か申請される方が出てきた状況です。</p> <p>実績を見たうえで、更新費用についても、できればやっていきたいというのが現場の考えです。やはり費用というのがございますので、国・県の補助があればやり易いのですが、市の単費、市が全部予算を出すというものは、なかなかやりにくいというのが現在の市の財政状況でありますので、財政部局と話しながら、今後、できればやっていきたいと考えております。</p>
小泉会長	<p>他に、質疑・ご意見等はありませんか。</p> <p>ないようですので、次の議題に移らせていただきます。</p> <p>次に、議題3「介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について」、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (鹿島班長)	<b>【議題(3)に関する説明】</b>

小泉会長	<p>質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。</p> <p>質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、何かありましたらお願いいたします。</p> <p>ないようですので、次の議題に移らせていただきます。</p> <p>次に、議題(4)「地域密着型サービス事業者公募に係る事業者選定について」、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (松崎主査)	<b>【議題(4)に関する説明】</b>
小泉会長	<p>質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。</p> <p>質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、何かありましたらお願いいたします。</p> <p>ないようですので、次の議題に移らせていただきます。</p> <p>次に、議題(5)「その他」ですが、委員の皆様から何かございますか。</p> <p>事務局より、報告等ございますが</p>
事務局 (永島班長)	<b>【次回開催日程等について報告】</b>
小泉会長	<p>それでは、本日予定していた議案の審議は、全て終了いたしました。</p> <p>以上で、議長の任を解かせていただきます。議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。</p>
事務局 (山口参事)	<p>小泉会長、ありがとうございました。</p> <p>それでは、以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしましたので、令和3年度第3回袖ヶ浦市介護保険運営協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>

# 袖ヶ浦市介護保険運営協議会の概要について

## 1 袖ヶ浦市介護保険運営協議会について

介護保険運営協議会とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づいた市の付属機関であり、袖ヶ浦市介護保険条例（平成12年条例第2号）第10条の2に設置が定められております。

また、介護保険条例第10条の3及び第10条の4に基づき、その所掌事務及び定数が定められるとともに、袖ヶ浦市介護保険運営協議会規則（平成15年規則第11号）において、委員の任期等を定めております。

### (1) 設置の根拠

袖ヶ浦市介護保険条例第10条の2の規定に基づき、設置しています。

袖ヶ浦市介護保険条例（平成12年条例第2号）

第4章 介護保険運営協議会  
（設置）

第10条の2 市が行う介護保険事業の円滑かつ適正な運営に資するため、介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (2) 所掌事務（袖ヶ浦市介護保険条例第10条の3）

介護保険運営協議会で審議していただく事項は、次のとおりです。

- ①介護保険事業の運営に関する事項
- ②介護保険事業計画に関する事項
- ③地域包括支援センターの設置及び運営等に関する事項
- ④地域密着型サービスの指定等に関する事項
- ⑤その他介護保険事業の円滑かつ適正な運営のために必要な事項

### (3) 委員の定数等（袖ヶ浦市介護保険条例第10条の4）

介護保険運営協議会の委員の定数は15名以内で、次の要件に該当する方から市長が委嘱します。

- ①被保険者
- ②学識経験者
- ③保健医療関係者
- ④福祉関係者
- ⑤介護サービス事業者
- ⑥費用負担関係者

### (4) 委員の任期（袖ヶ浦市介護保険運営協議会規則第2条）

委員の任期は、3年です。（再任は妨げません）

ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間となります。

(5) 令和3年度の会議の開催予定

令和3年度の会議の開催日程及び会議内容等は、次のように予定しております。

日時等	会議内容等
令和4年1月25日（火） 午後2時00分～ 〔市役所旧館3階大会議室〕	未定
令和4年3月23日（水） 午後2時00分～ 〔市役所旧館3階大会議室〕	(1) 令和3年度認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績について

(6) 会議に係る市からの通知等

①開催通知、出欠報告書	会議の概ね1ヶ月前に送付します
②会議資料	会議の概ね1週間前に送付します ※ 資料の内容によっては、会議当日配布とさせていただきます ※ 欠席の方には、議事録と併せて送付します
③議事録	会議の概ね2週間後に公開用（案）を送付します

## 2 介護保険運営協議会の所掌事務について

### (1) 介護保険事業の運営に関する事項

- 高齢者の状況、要介護(支援)認定の状況、介護保険サービスの利用状況等について、資料等による報告を受けながら、進行管理を行っていきます。
- 第8期介護保険事業計画期間において、各施策の推進状況等に関する報告を受けながら、進行管理を行っていきます。

### (2) 介護保険事業計画に関する事項

#### ① 計画の内容

袖ヶ浦市高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、介護を必要としない元気高齢者から要介護等高齢者まで、すべての高齢者を対象に確保すべき保健・福祉サービスを定め、併せて介護保険制度によって提供される介護給付費等のサービスの見込量等を推計し、目標を定めているものです。

#### ② 計画の根拠法令

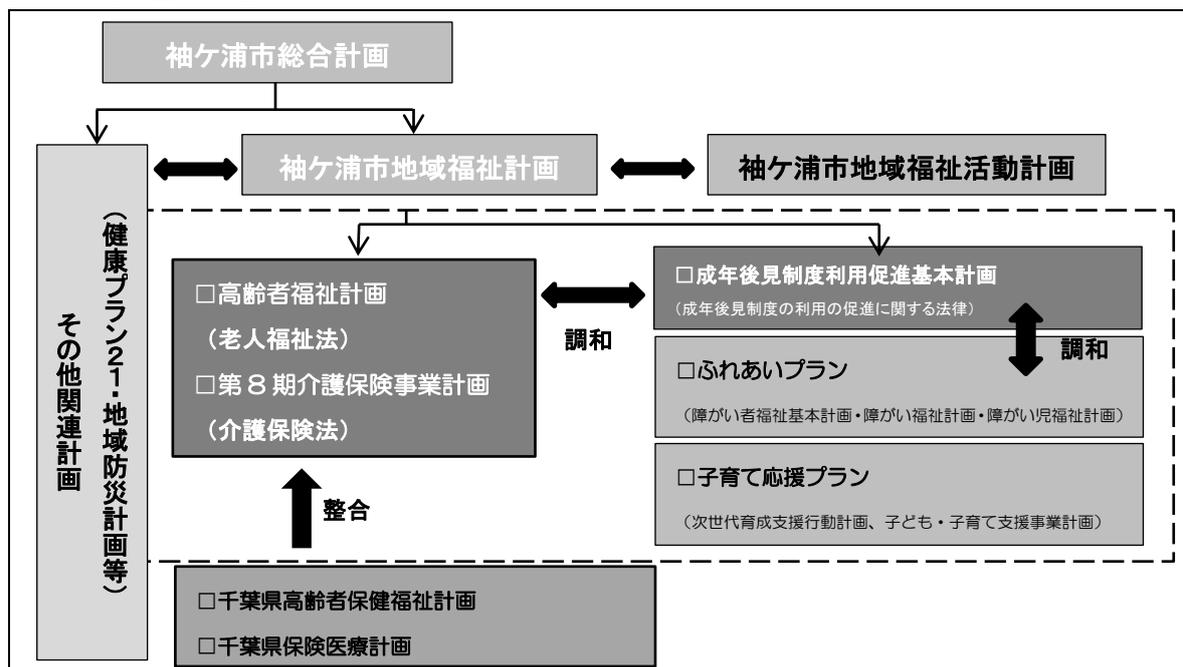
高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8を、介護保険事業計画は介護保険法第117条第1項を、それぞれ根拠としています。これらは、市に3年ごとに作成が義務付けられ、しかも一体のものとして作成しなければならないものです。現行の計画は、令和3年度から令和5年度の3か年を計画期間として、令和3年3月に策定されました。

#### ③ 計画の策定及び推進

計画の推進に当たりましては、その進捗状況について定期的に運営協議会に報告し、その都度ご意見等をいただきます。

また、令和3年度から令和5年度までの次期計画策定の年度である令和5年度においては、主に計画の内容についてご検討いただきます。

### 【計画の位置づけ】



### (3) 地域包括支援センターの設置及び運営等に関する事項

平成18年度の介護保険制度改正により、地域支援事業が創設され、それに伴い地域包括支援センターが設置されました。

この地域支援事業は、市町村が行うもので、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業であり、これらの中心的役割を果たすのが地域包括支援センターです。

地域包括支援センターについては、その適切、公正かつ中立な運営を確保するため、「地域包括支援センター運営協議会」を設置することとされています。

本協議会は、この「地域包括支援センター運営協議会」を兼ねています。

#### 【地域包括支援センターとは】

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員を配置して、地域住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するための機関です。

#### 【地域包括支援センターの事業】

地域 支 援 事 業	<b>【包括的支援事業】</b> (ア) 地域包括支援センターの運営 <b>必須</b> ○総合相談支援業務 ○権利擁護業務 ○包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ○介護予防ケアマネジメント (イ) 在宅医療・介護連携推進事業 (ウ) 生活支援体制整備事業 (エ) 認知症総合支援事業
	<b>【介護予防・日常生活支援総合事業】</b> (ア) 介護予防・生活支援サービス事業 ○介護予防ケアマネジメント <b>必須</b> (包括的支援事業のものと同じ) (イ) 一般介護予防事業
	任意事業
	<b>指定介護予防支援事業【介護予防給付を行う指定介護予防支援事業所】 必須</b>

地域包括支援センターの必須事業は、包括的支援事業における(ア)地域包括支援センターの運営と要支援者の介護予防ケアマネジメントを行う指定介護予防支援事業があり、その他においても、地域包括支援センターは必ず関わるものとなります。

なお、本市においては、全ての包括的支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業を地域包括支援センターが実施しています。

#### (4) 地域密着型サービスの指定等に関する事項

平成18年4月の制度改正により地域密着型サービスが創設されました。  
この地域密着型サービスは、高齢者が中重度の介護状態、または要支援状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村で提供されるサービスで、サービスの適正な運営を確保するために、「地域密着型サービス運営委員会」を設置することとされています。

本協議会は、この「地域密着型サービス運営委員会」も兼ねています。

#### 【地域密着型サービスとは】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じ、定期巡回と随時の対応による訪問介護・訪問看護
夜間対応型訪問介護	夜間の定期巡回や通報による訪問介護
(介護予防)認知症対応型通所介護	認知症高齢者の特性に配慮したデイサービス
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	サービス拠点でのデイサービス、短期間宿泊および居宅への訪問介護
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護＋必要に応じ訪問看護
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者グループホームへの入居
地域密着型特定施設入居者生活介護	小規模の介護専用型特定施設への入居
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	小規模の特別養護老人ホームへの入所
地域密着型通所介護	小規模なデイサービス

## 【参考】根拠法令等（抜粋）

### ○地方自治法（昭和22年法律第67号）

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

### ○袖ヶ浦市介護保険条例（平成12年条例第2号）

#### 第4章 介護保険運営協議会 （設置）

第10条の2 市が行う介護保険事業の円滑かつ適正な運営に資するため、袖ヶ浦市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第10条の3 協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 介護保険事業の運営に関する事項
- (2) 介護保険事業計画に関する事項
- (3) 地域包括支援センターの設置及び運営等に関する事項
- (4) 地域密着型サービスの指定等に関する事項
- (5) その他介護保険事業の円滑かつ適正な運営のために必要な事項

（委員の定数等）

第10条の4 協議会の委員の定数は、15人以内とする。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 被保険者
- (2) 学識経験者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 介護サービス事業者
- (6) 費用負担関係者

（規則への委任）

第10条の5 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## ○袖ヶ浦市介護保険運営協議会規則（平成15年規則第11号）

（趣旨）

第1条 この規則は、袖ヶ浦市介護保険条例（平成12年条例第2号）第10条の5の規定に基づき、袖ヶ浦市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員の任期）

第2条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第3条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（専門部会）

第5条 協議会は、必要に応じ、専門事項に関する調査研究をするため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員のうちから会長が指名するもの若干名をもって組織する。

（守秘義務）

第6条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、福祉部介護保険課において行う。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

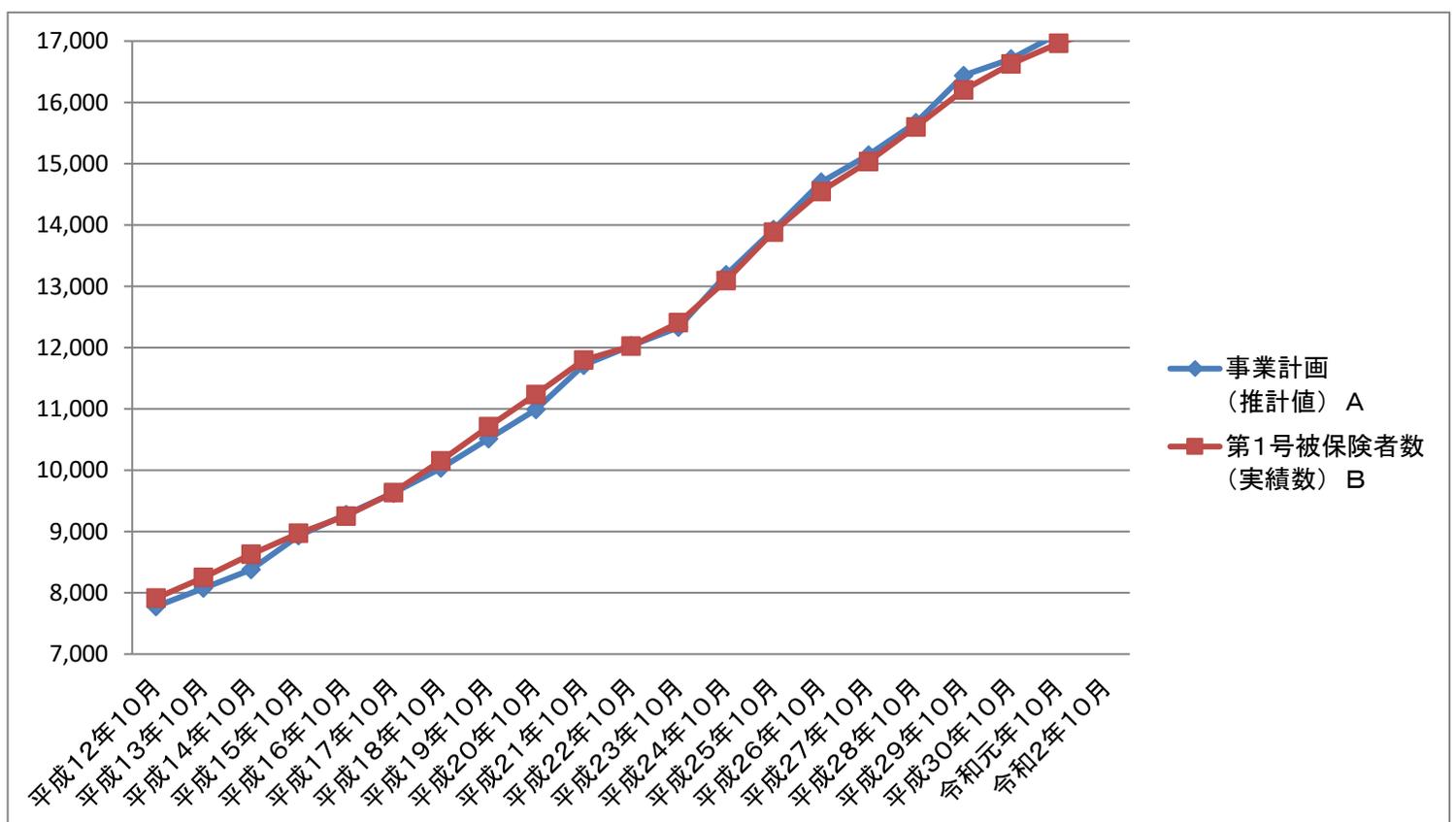
# 議題（１） 介護保険事業の概要について

## 1. 第1号被保険者数の推移

令和2年10月1日現在の65歳以上の高齢者数(第1号被保険者)は17,230人で、事業計画における見込みよりも302人少ない状況となっています。

なお、事業計画値との増減率については、98.3%となっています。

	(人)			
	事業計画 (推計値) A	第1号被保険者数 (実績数) B	推計値と実績値の差 B-A	増減率 B/A
平成12年10月	7,778	7,913	135	101.7%
平成13年10月	8,077	8,250	173	102.1%
平成14年10月	8,378	8,628	250	103.0%
平成15年10月	8,931	8,972	41	100.5%
平成16年10月	9,278	9,254	△ 24	99.7%
平成17年10月	9,626	9,637	11	100.1%
平成18年10月	10,037	10,156	119	101.2%
平成19年10月	10,514	10,712	198	101.9%
平成20年10月	10,990	11,237	247	102.2%
平成21年10月	11,712	11,798	86	100.7%
平成22年10月	12,030	12,023	△ 7	99.9%
平成23年10月	12,333	12,408	75	100.6%
平成24年10月	13,185	13,094	△ 91	99.3%
平成25年10月	13,923	13,887	△ 36	99.7%
平成26年10月	14,698	14,550	△ 148	99.0%
平成27年10月	15,142	15,036	△ 106	99.3%
平成28年10月	15,669	15,601	△ 68	99.6%
平成29年10月	16,439	16,205	△ 234	98.6%
平成30年10月	16,710	16,628	△ 82	99.5%
令和元年10月	17,121	16,967	△ 154	99.1%
令和2年10月	17,532	17,230	△ 302	98.3%



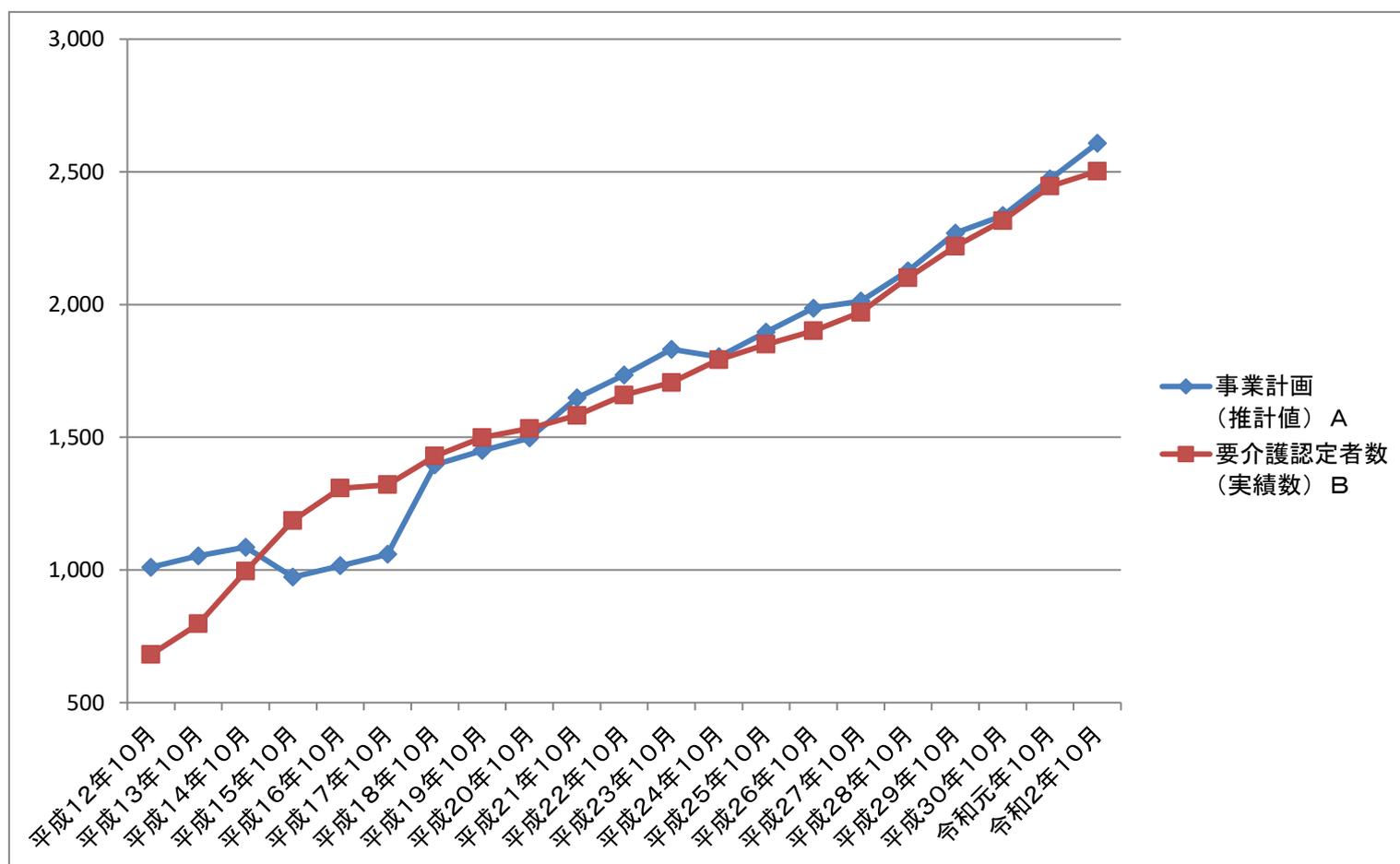
## 2. 要介護認定者数の推移

令和2年10月1日現在の要支援・要介護認定者数は2,502人で、事業計画における見込みよりも106人少ない状況となっています。

なお、事業計画値との増減率については、98.9%となっています。

	(人)			
	事業計画 (推計値) A	要介護認定者数 (実績数) B	推計値と実績値の差 B-A	増減率 B/A
平成12年10月	1,010	681	△ 329	67.4%
平成13年10月	1,053	797	△ 256	75.7%
平成14年10月	1,086	995	△ 91	91.6%
平成15年10月	973	1,186	213	121.9%
平成16年10月	1,016	1,308	292	128.7%
平成17年10月	1,059	1,321	262	124.7%
平成18年10月	1,396	1,429	33	102.4%
平成19年10月	1,450	1,499	49	103.4%
平成20年10月	1,497	1,533	36	102.4%
平成21年10月	1,648	1,582	△ 66	96.0%
平成22年10月	1,735	1,659	△ 76	95.6%
平成23年10月	1,831	1,706	△ 125	93.2%
平成24年10月	1,803	1,792	△ 11	99.4%
平成25年10月	1,896	1,850	△ 46	97.6%
平成26年10月	1,986	1,901	△ 85	95.7%
平成27年10月	2,013	1,971	△ 42	97.9%
平成28年10月	2,127	2,101	△ 26	98.8%
平成29年10月	2,269	2,219	△ 50	97.8%
平成30年10月	2,335	2,316	△ 19	99.2%
令和元年10月	2,473	2,446	△ 27	98.9%
令和2年10月	2,608	2,502	△ 106	95.9%

※第2号被保険者数を含む。

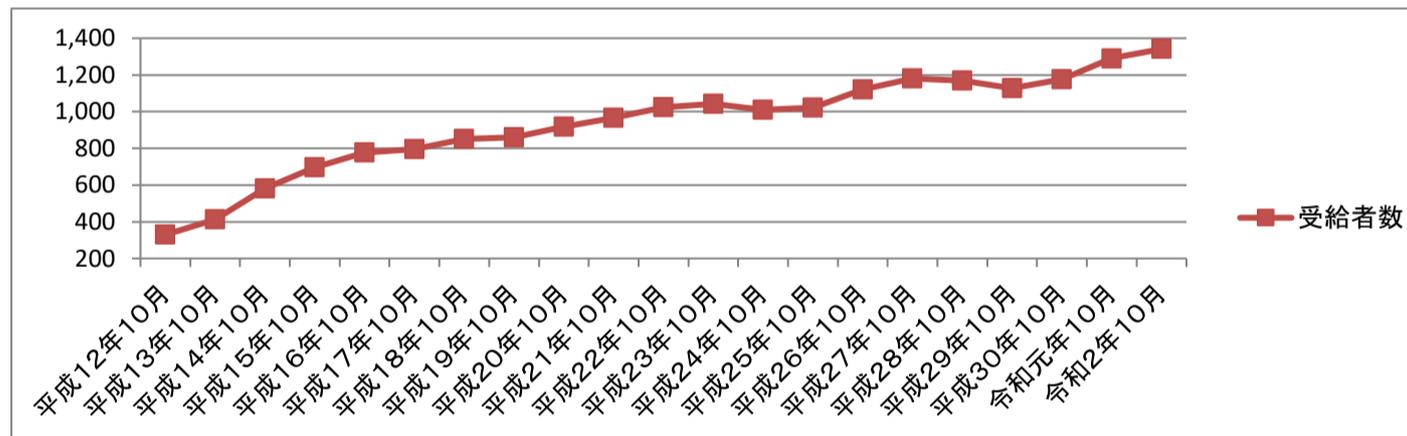


### 3. サービス受給者数の推移

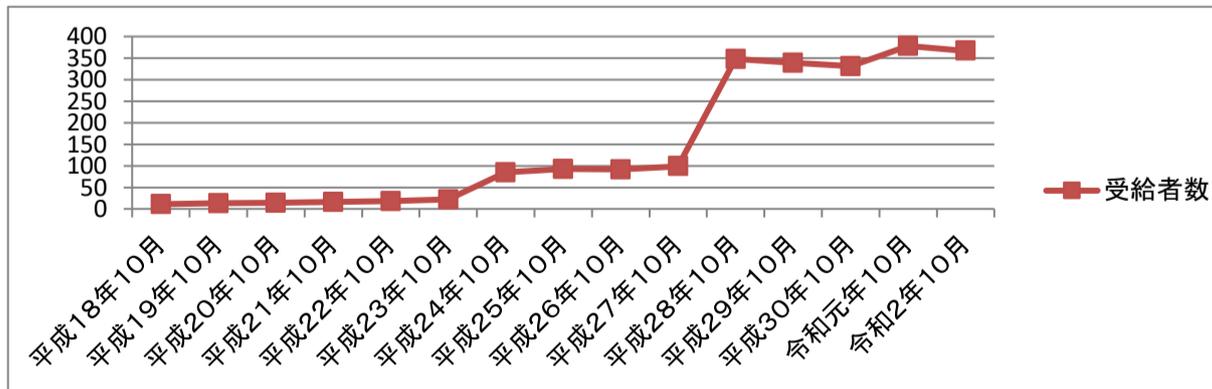
令和2年10月のサービス受給者数は、居宅介護サービスが1,341人、地域密着型サービスが367人、施設介護サービスが350人で、前年と比較すると、居宅介護サービスと施設介護サービスの受給者数が増加し、地域密着型サービスの受給者数が減少しています。

	(人)		
	居宅介護(介護予防含)サービス【県指定】	地域密着型(介護予防含)サービス【市指定】	施設介護サービス
	受給者数	受給者数	受給者数
平成12年10月	329		219
平成13年10月	412		230
平成14年10月	581		261
平成15年10月	697		262
平成16年10月	777		291
平成17年10月	795		271
平成18年10月	850	11	272
平成19年10月	859	13	272
平成20年10月	917	14	286
平成21年10月	966	16	299
平成22年10月	1,024	18	301
平成23年10月	1,042	22	301
平成24年10月	1,010	85	316
平成25年10月	1,022	93	334
平成26年10月	1,121	92	350
平成27年10月	1,180	99	345
平成28年10月	1,169	348	356
平成29年10月	1,127	339	350
平成30年10月	1,176	331	355
令和元年10月	1,290	378	335
令和2年10月	1,341	367	350

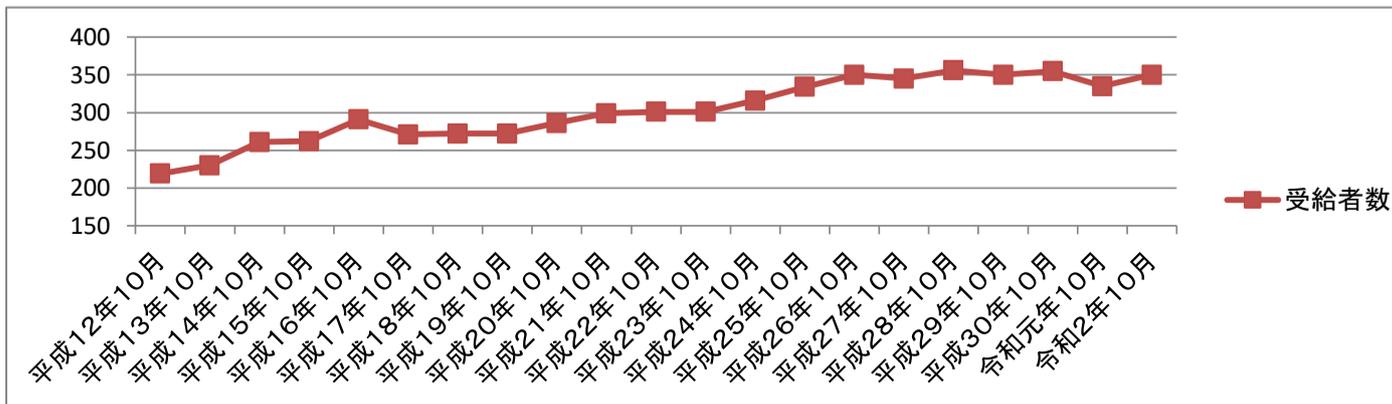
居宅介護(介護予防含)サービス受給者数【県指定】



地域密着型(介護予防含)サービス受給者数【市指定】



施設介護サービス受給者数



#### 4. 介護保険給付費等の推移

保険給付費の執行額は年々増加しており、令和2年度は介護保険がスタートした平成12年度の約3.67倍となっています。

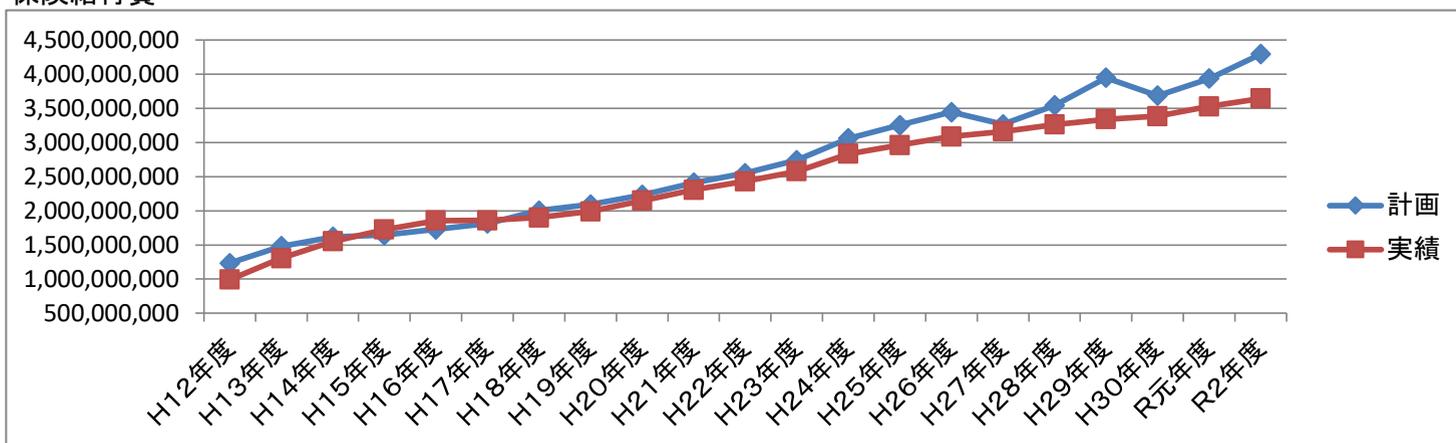
なお、地域支援事業費の執行額は、介護予防・日常生活支援総合事業の平成28年3月からの前倒しによる実施や平成28年度からの認知症施策推進事業、在宅医療・介護連携推進事業等の実施により、平成28・29年度は計画値を大きく上回っています。

(単位:円)

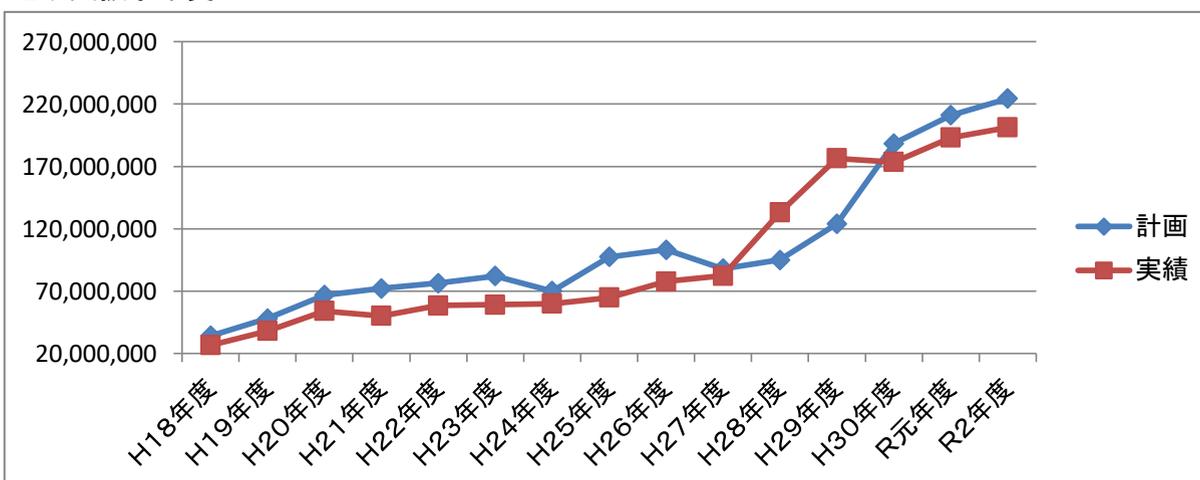
第6期	年度		保険給付費		地域支援事業費		合計	
			計画	実績	執行率	計画	実績	執行率
H27年度		計画	3,264,270,588		88,078,000		3,352,348,588	
		実績	3,162,217,459		82,331,530		3,244,548,989	
		執行率	96.9%		93.5%		96.8%	
H28年度		計画	3,542,144,055		95,000,000		3,637,144,055	
		実績	3,262,464,621		133,152,779		3,395,617,400	
		執行率	92.1%		140.2%		93.4%	
H29年度		計画	3,948,000,399		124,000,000		4,072,000,399	
		実績	3,341,298,590		176,546,851		3,517,845,441	
		執行率	84.6%		142.4%		86.4%	
3力年合計		計画	10,754,415,042		307,078,000		11,061,493,042	
		実績	9,765,980,670		392,031,160		10,158,011,830	
		執行率	90.8%		127.7%		91.8%	

第7期	年度		保険給付費		地域支援事業費		合計	
			計画	実績	執行率	計画	実績	執行率
H30年度		計画	3,684,727,829		188,336,000		3,873,063,829	
		実績	3,385,500,030		173,572,974		3,559,073,004	
		執行率	91.9%		92.2%		91.9%	
R元年度		計画	3,936,416,771		211,012,095		4,147,428,866	
		実績	3,526,394,136		193,068,335		3,719,462,471	
		執行率	89.6%		91.5%		89.7%	
R2年度		計画	4,292,789,846		224,354,008		4,517,143,854	
		実績	3,642,850,715		201,238,782		3,844,089,497	
		執行率	84.9%		89.7%		85.1%	
3力年合計		計画	11,913,934,446		623,702,103		12,537,636,549	
		実績	10,554,744,881		567,880,091		11,122,624,972	
		執行率	88.6%		91.0%		88.7%	

保険給付費



地域支援事業費



## 5. 介護サービス事業所の参入状況

袖ヶ浦市に所在地を有する事業所数のみ計上しています。

令和2年2月に、定員80名の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)が開設し、市内の施設の定員が大きく増加しました。また令和3年4月に看護小規模多機能型居宅介護が開設いたしました。

なお、平成28年4月から、通所介護のうち利用定員が19名未満の事業所の指定が県から市に移り、地域密着型サービスに移行しました。

### (1) 居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所

サービス名	H28年4月	H29年4月	H30年4月	H31年4月	R2年4月	R3年4月
居宅介護支援	16	16	14	13	12	13

### (2) 居宅サービス事業所・介護予防サービス事業所

サービス名	H28年4月	H29年4月	H30年4月	H31年4月	R2年4月	R3年4月
訪問介護	12	13	12	12	11	13
訪問入浴介護	1	1	1	1	1	2
訪問看護	25	25	22	22	23	18
訪問リハビリテーション	22	22	20	21	21	16
居宅療養管理指導	71	71	70	72	69	62
通所介護(デイサービス)	5	4	4	4	4	5
通所リハビリテーション(デイケア)	3	3	3	3	3	3
短期入所生活介護(ショートステイ)	11	11	11	11	13	13
短期入所療養介護(ショートステイ)	2	2	2	2	2	2
福祉用具貸与	1	1	1	1	1	1
特定福祉用具購入	1	1	1	1	1	1
事業所数合計	154	154	147	150	149	136

### (3) 地域密着型サービス事業所・地域密着型介護予防サービス事業所

サービス名	H28年4月	H29年4月	H30年4月	H31年4月	R2年4月	R3年4月
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	3	3
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	1	1	1	1	1	1
小規模多機能型居宅介護	1	1	1	1	1	1
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	1
認知症対応型共同生活介護	3	3	3	3	3	3
定員(人)	36	36	36	36	36	36
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2	3	3	3	3	3
定員(人)	58	87	87	87	87	87
複合型サービス	0	0	0	0	0	1
地域密着型通所介護	16	16	16	14	13	13
事業所数合計	23	24	24	22	24	26

### (4) 介護保険施設

サービス名	H28年4月	H29年4月	H30年4月	H31年4月	R2年4月	R3年4月
介護老人福祉施設	3	3	3	3	4	4
定員(人)	215	215	215	215	295	295
介護老人保健施設	2	2	2	2	2	2
定員(人)	190	190	190	190	190	190
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0
定員(人)	0	0	0	0	0	0
介護医療院	—	—	0	0	0	0
定員(人)	—	—	0	0	0	0
施設数合計	5	5	5	5	6	6

## 6. 令和2年度 介護保険特別会計 決算

介護保険を運営していくための介護保険特別会計の決算額です。

### 【歳入】

(単位:円)

区 分	当初予算額	予算現額A	収入済額B	差引 B-A	説 明
1 介護保険料	1,073,981,000	1,052,501,000	1,058,798,771	6,297,771	第1号被保険者(65歳以上)の保険料 ※基準月額5,060円
2 使用料及び手数料	1,000	1,000	0	△ 1,000	
3 国庫支出金	833,588,000	761,328,000	768,286,835	6,958,835	国からの介護給付費負担金(居宅20%・施設15%)など
4 支払基金交付金	1,133,394,000	1,059,072,000	1,007,260,461	△ 51,811,539	社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費交付金(27%)など ※第2号被保険者(40~64歳)の保険料分
5 県支出金	626,905,000	577,923,000	557,216,492	△ 20,706,508	千葉県からの介護給付費負担金(居宅12.5%・施設17.5%)など
6 財産収入	45,000	59,000	59,157	157	介護給付費準備基金の運用益
7 繰入金	805,577,000	693,983,000	664,737,989	△ 29,245,011	
1 一般会計繰入金	728,170,000	693,983,000	664,737,989	△ 29,245,011	市の介護給付費負担分(12.5%)などの一般会計からの繰入金
2 基金繰入金	77,407,000	0	0	0	
8 繰越金	1,000	76,392,000	76,392,112	112	前年度繰越金
9 諸収入	9,508,000	7,290,000	7,487,758	197,758	
歳入合計	4,483,000,000	4,228,549,000	4,140,239,575	△ 88,309,425	

### 【歳出】

(単位:円)

区 分	当初予算額	予算現額A	支出済額B	不用額等 A-B	説 明
1 総務費	154,610,000	139,790,000	134,010,192	5,779,808	
1 総務管理費	110,165,000	105,919,000	103,598,592	2,320,408	人件費、介護保険事務費など
2 徴収費	2,738,000	2,713,000	2,470,405	242,595	賦課事務費、徴収事務費
3 介護認定審査会費	39,553,000	29,010,000	25,793,195	3,216,805	介護認定審査会費、認定調査等費
4 計画策定委員会費	2,154,000	2,148,000	2,148,000	0	介護保険事業計画等策定事業
2 保険給付費	4,088,294,000	3,815,082,000	3,642,850,715	172,231,285	
1 介護サービス等諸費	3,681,952,000	3,478,034,000	3,315,005,686	163,028,314	要介護者に係る介護サービス給付費
2 介護予防サービス等諸費	96,842,000	67,381,000	66,169,026	1,211,974	要支援者に係る介護予防サービス給付費
3 その他諸費	2,500,000	2,636,000	2,613,300	22,700	国民健康保険団体連合会への審査支払手数料
4 高額介護サービス等費	83,000,000	96,938,000	92,347,237	4,590,763	利用者負担が一定額を超えた場合の給付
5 高額医療合算介護サービス等費	14,000,000	12,302,000	11,090,175	1,211,825	利用者負担(介護と医療を合算)が一定額を超えた場合の給付
6 特定入所者介護サービス等費	210,000,000	157,791,000	155,625,291	2,165,709	低所得者の施設サービス利用時の居住費と食費に対する給付
3 地域支援事業費	234,476,000	213,014,000	201,238,782	11,775,218	
1 介護予防・生活支援サービス事業費	103,938,000	90,185,000	85,540,905	4,644,095	要支援者等に係る訪問・通所のサービス費など
2 一般介護予防事業費	14,502,000	10,065,000	8,619,452	1,445,548	介護予防に係る事業費
3 包括的支援事業・任意事業	115,766,000	112,534,000	106,859,875	5,674,125	高齢者の相談対応や家族介護者への支援などに係る事業費
4 その他諸費	270,000	230,000	218,550	11,450	国民健康保険団体連合会への審査支払手数料
4 基金積立金	48,000	34,279,000	34,279,000	0	
1 基金積立金	48,000	34,279,000	34,279,000	0	前年度繰越金等の介護給付費準備基金への積立
5 諸支出金	572,000	21,384,000	21,361,558	22,442	
1 償還金及び還付加算金	572,000	21,384,000	21,361,558	22,442	介護給付費国庫支出金等返還金など
6 予備費	5,000,000	5,000,000	0	5,000,000	
歳出合計	4,483,000,000	4,228,549,000	4,033,740,247	194,808,753	

## 議題2

# 地域包括支援センターの概要について

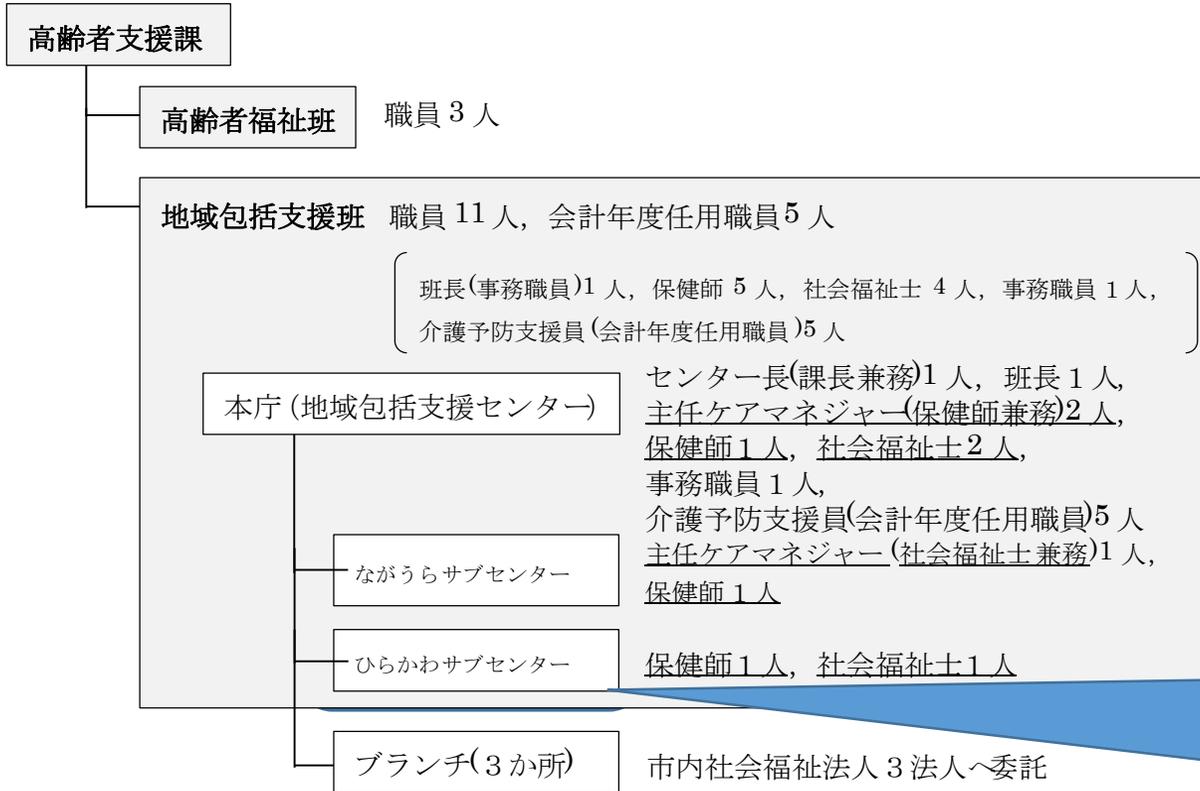
- 1.地域包括支援センターについて
    - (1)地域包括支援センターとは
    - (2)現在の地域包括支援センターの体制について
    - (3)地域包括支援センター運営協議会について
  - 2.地域包括支援センターの事業内容について(概要)
    - (1)令和3年度事業の重点目標について
  - 3.地域包括支援センターの体制強化の取組について
    - (1)体制強化の手段
    - (2)体制強化のためのスケジュール
    - (3)長浦地区開設までのスケジュール
- 添付資料について

# 1.地域包括支援センターについて

## (1)地域包括支援センターとは

- ・平成18年度の介護保険制度改正により、地域支援事業が創設されました。
- ・地域支援事業とは、市町村が行うもので、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものであり、これらの中心的役割を果たすのが「地域包括支援センター」です。
- ・本市においては、平成19年度に袖ヶ浦市役所高齢者支援課内に地域包括支援センターを設置しました。

## (2) 現在の地域包括支援センターの体制について



### 現状の体制(R3.4.1時点)

(人員)

**地域包括支援センター17名**(職員12名、会計年度任用職員5名)

○センター長(高齢者支援課長)1名

○主任介護支援専門員(主任ケアマネ)3名  
(保健師2名及び社会福祉士1名が兼務)

○保健師3名(主任ケアマネ兼務職員は除く)

○社会福祉士3名(主任ケアマネ兼務職員は除く)

○事務職員 2名

○介護予防支援員 5名(会計年度任用職員)

身近な地域に保健・福祉全般にわたる相談体制の拠点として専門職員を配置し、市民が安心して相談し、より高度・専門的な保健・福祉サービスへの連携が円滑に機能するよう支援するため、平成25年度にながうら健康福祉支援室内にながうらサブセンター、平成27年度にひらかわ健康福祉支援室内にひらかわサブセンターをそれぞれ設置しました。

現在、市直営の地域包括支援センターとして、本庁、ながうら、ひらかわサブセンターにより、地域包括ケアを推進し、積極的な支援活動を展開しています。

### (3) 地域包括支援センター運営協議会について

- 地域包括支援センターについては、その適切、公正かつ中立な運営を確保するため、「地域包括支援センター運営協議会」を設置することとされています。  
(介護保険法施行規則第140条66第2号ロ)
- 袖ヶ浦市において、本協議会は、「地域包括支援センター運営協議会」を兼ねています。

(参考) 介護保険法施行規則第140条66第2号ロ

ロ 地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。

(参考) 地域包括支援センター運営協議会の所掌事務

「地域包括支援センターの設置運営について」(平成18年10月18日老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号)

- ① センターの設置等に関する承認に関すること
- ② センターの行う業務に係る方針に関すること
- ③ センターの運営に関すること
- ④ センターの職員の確保に関すること
- ⑤ その他の地域包括ケアに関すること

# (参考) 高齢者支援課(地域包括支援センター)職員



高齢者支援課、  
ながうら、ひらかわサブ  
センターの3か所  
で業務を行っております。



## 2. 地域包括支援センターの事業内容の概要について(1)

地域包括支援センターでは・・・

- ・高齢者やその家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応や支援
- ・要支援1・2および事業対象者の方の介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- ・高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護

等の業務を行っております。

以上を含む地域包括支援センターの業務は

【地域支援事業】

【指定介護予防事業】

にそれぞれ分類されています。

## 2. 地域包括支援センターの事業内容の概要について(2)

# 地域支援事業

### 【包括的支援事業】

#### (ア) 地域包括支援センターの運営 **必須**

- 総合相談支援業務(あらゆる高齢者への相談支援)
- 権利擁護業務(高齢者虐待の防止、早期発見、早期対応等)
- 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(ケアマネジャーへの支援等)
- 介護予防ケアマネジメント(基本チェックリスト該当者に対して、総合事業における訪問、通所サービスの円滑な利用に向けたケアプランの作成等を含むマネジメント)
- (イ) 在宅医療・介護連携推進事業
- (ウ) 生活支援体制整備事業
- (エ) 認知症総合支援事業

### 【介護予防・日常生活支援総合事業】※

#### (ア) 介護予防・生活支援サービス事業

- 介護予防ケアマネジメント **必須**(要支援者に対して、総合事業における訪問、通所サービスの円滑な利用に向けたケアプランの作成等を含むマネジメントであり、上記包括的支援事業のものと内容は同じ)
- (イ) 一般介護予防事業

(資料)

介護予防・日常生活支援総合事業について 参考資料1

任意事業【認知症高齢者見守り事業、認知症サポーター養成等事業 等】

指定介護予防支援【介護保険の予防給付の対象となる要支援者が、介護予防サービスの適切な利用を行うための、ケアプランの作成を含むマネジメント】 **必須**

(資料)

令和2年度の事業の実績について 参考資料2

# (1) 令和3年度事業の重点目標について

令和3年度は以下の項目を重点目標として事業を行っております。

- (1) 地域住民、医療介護関係者、民間事業者等、地域のあらゆる関係者との連携を強化し、高齢者の生活を支える取組みの充実に向け、地域全体での支え合いの体制づくりを進める。
- (2) 様々な健康状態における高齢者に対してその状態に合った介護予防の取組みを進め、自立支援を促進する。
- (3) 支援を必要とする高齢者等への対応の強化、充実を図る。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を注視しつつ、介護予防の取組を進める。

(資料)

令和3年度の運営方針・重点目標及び事業計画について 参考資料3-1 3-2

### 3.地域包括支援センターの体制強化の取組みについて

- 65歳以上の高齢者数は、増加傾向にあり今後も増加する見込みです。
- 高齢者数の増に伴い、相談件数は年々増加すると同時に独居高齢者、高齢者虐待、生活困窮、8050問題等、高齢者等からの相談内容は多様化し、また複合的・専門的なものとなってきています。



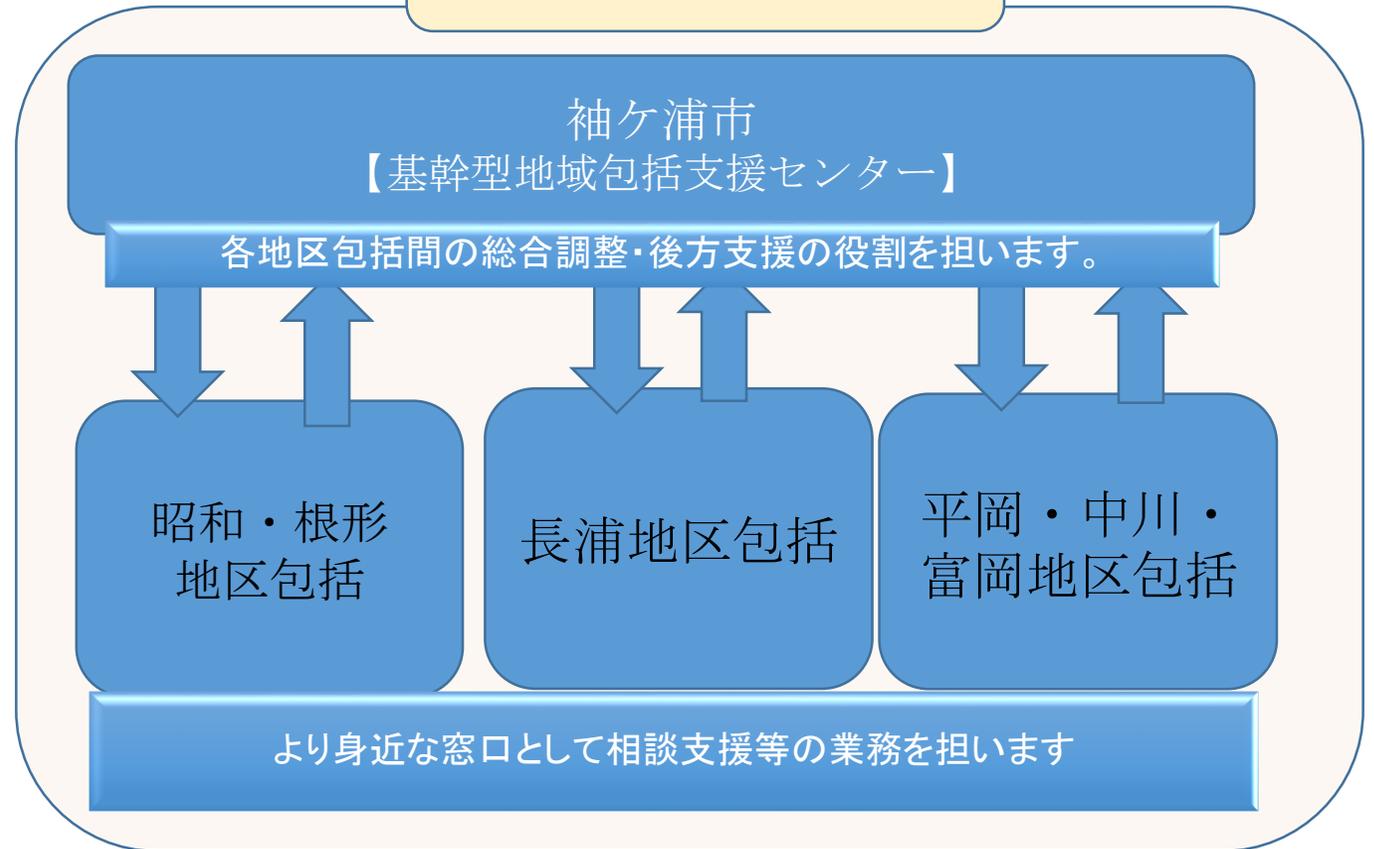
#### 地域包括支援センターの体制強化

を図る方針を昨年度決定し、現在、取組んでおります。

## (1) 体制強化の手段

- ・より身近な窓口として、昭和・根形地区、長浦地区、平岡・中川・富岡地区の3地区に、新たに委託による民間の活力を導入した地域包括支援センターを設置します。
- ・各地区の地域包括支援センターと市の直営地域包括支援センターと合わせて市内4か所の設置とします。
- ・地域包括支援センターを4か所とすることによって、高齢者に対応する人員の増員を図ります。

### 体制強化後のイメージ



市は、委託事業者とともに、高齢者に関する相談・支援等に取り組んでいきます。

## (2) 体制強化のためのスケジュール(令和3年度～令和7年度)

- 各地区に設置する地域包括支援センターは、継続的にサービスを提供するため、また、委託事業者への業務の引き継ぎを円滑に行うため、令和3年度から令和7年度の間、段階的に各地区の事業者を選定、地域包括支援センターの設置を進めます。
- 高齢者数の多い長浦地区から開設し、続いて平岡・中川・富岡地区、最後に昭和・根形地区の順に開設します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
昭和・根形地区				事業者選定	地区包括開設
長浦地区	事業者選定	地区包括開設			
平岡・中川・富岡地区		事業者選定	地区包括開設		

今年度は、令和4年度10月からの開設に向け、現在、長浦地区の事業者選定に取り組んでおります。

### (3) 長浦地区開設までの主なスケジュール

日程	内容	備考
令和3年5月24日～	事業者募集開始	5/24からホームページ等で事業者の募集を行いました。
～令和3年12月6日	事業提案書提出期限	受託を希望する事業者は市へ提出期限までに提案書を提出します。
令和3年12月24日	事業所のプレゼンテーションによる審査	庁内の選定委員会の審査により事業所を決定します。
令和4年1月25日(予定)	介護保険(地域包括支援センター)運営協議会による承認	事業者の選定結果の報告とセンターの業務の委託先法人の選定に関する承認について本協議会に伺います。
～令和4年3月末	選定事業者との契約	運営協議会承認後、仕様調整を行ない事業者と契約します。
契約後～令和4年9月末	事務引き継ぎ 事業者開設準備	開設に向けて事業者と十分な協議・相談を行い、円滑な引継ぎに務めます。
令和4年10月1日	長浦地区包括支援センター開設	

# 添付資料

## 【参考資料1】介護予防・日常生活支援総合事業について

・・・介護予防・日常生活支援総合事業について概要をまとめています。

## 【参考資料2】令和2年度地域包括支援センター事業実績について

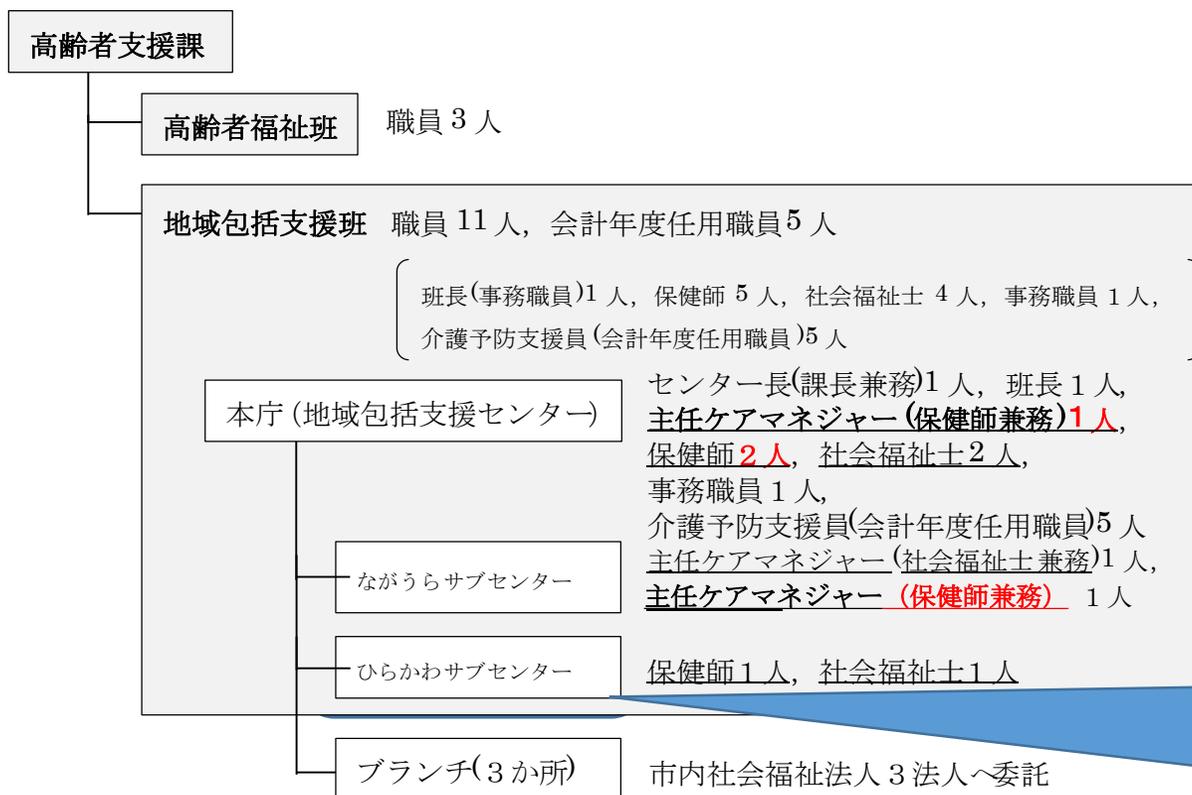
・・・令和2年度の各事業の実績等をまとめています。

## 【参考資料3-1】令和3年度袖ヶ浦市地域包括支援センター運営方針

## 【参考資料3-2】令和3年度 袖ヶ浦市地域包括支援センターにおける重点目標及び事業計画

・・・地域包括支援センター事業の運営方針・各事業の目標等を記載しています。

## (2)現在の地域包括支援センターの体制について



### 現状の体制(R3.4.1時点)

(人員)

地域包括支援センター17名(職員12名、会計年度任用職員5名)

○センター長(高齢者支援課長)1名

○主任介護支援専門員(主任ケアマネ)3名  
(保健師2名及び社会福祉士1名が兼務)

○保健師3名(主任ケアマネ兼務職員は除く)

○社会福祉士3名(主任ケアマネ兼務職員は除く)

○事務職員 2名

○介護予防支援員 5名(会計年度任用職員)

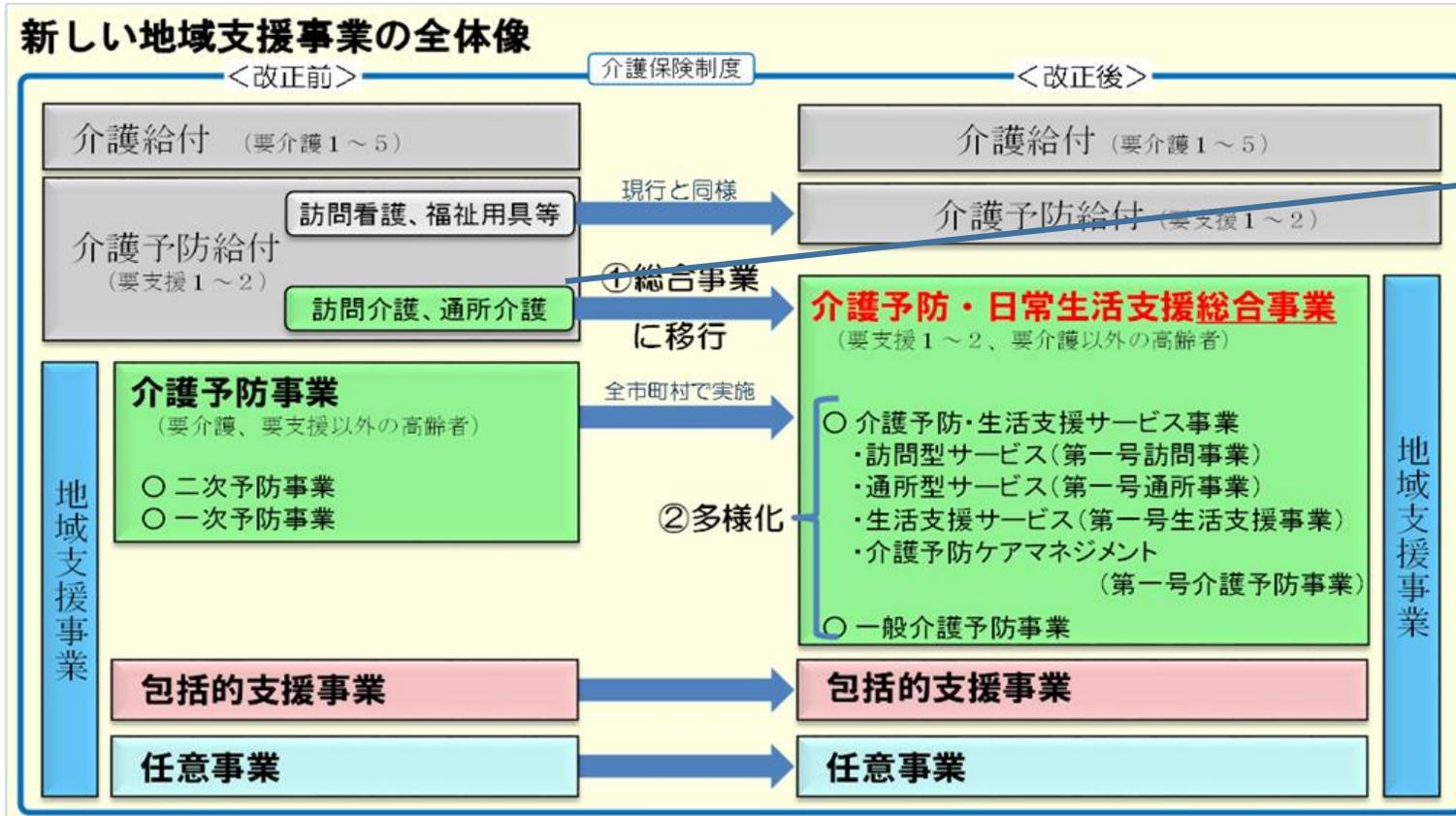
身近な地域に保健・福祉全般にわたる相談体制の拠点として専門職員を配置し、市民が安心して相談し、より高度・専門的な保健・福祉サービスへの連携が円滑に機能するよう支援するため、平成25年度にながうら健康福祉支援室内にながうらサブセンター、平成27年度にひらかわ健康福祉支援室内にひらかわサブセンターをそれぞれ設置しました。

現在、市直営の地域包括支援センターとして、本庁、ながうら、ひらかわサブセンターにより、地域包括ケアを推進し、積極的な支援活動を展開しています。

# 介護予防・日常生活支援総合事業について(1)

## 【介護予防・日常生活支援総合事業とは】

- 介護保険法第115条の45において規定されている地域支援事業の一つで、被保険者が要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減や悪化の防止と、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための施策を、総合的かつ一体的に行う事業をいいます。
- 平成27年度の介護保険制度改正により、地域支援事業は図のように見直され、本市では平成28年3月1日より実施しています。



改正により、従来介護予防給付として国一律の基準により行われていた要支援認定者向けの訪問介護、いわゆるヘルパーサービスと通所介護、いわゆるデイサービスが、市町村ごとに地域の特性に合わせて実施する地域支援事業に組み込まれることとなりました。

従来より市町村ごとに実施していた介護予防事業(二次予防事業・一次予防事業)と一体的に制度の設計・運営を行うことで、より効果的・効率的に介護予防と生活支援を実施することが求められることとなりました。  
 このヘルパーサービス及びデイサービスと介護予防事業を合わせて運営していく事業が**介護予防・日常生活支援総合事業**となります。

# 介護予防・日常生活支援総合事業について(2)

## 【事業の対象者】

要支援認定者

基本チェックリスト(25項目の質問)を実施し、一定の項目に該当し心身の低下がみられる方

※一般介護予防事業は65歳以上のすべての方が対象

## 【事業の構成】

### ○介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス(第1号訪問事業)

通所型サービス(第1号通所事業)

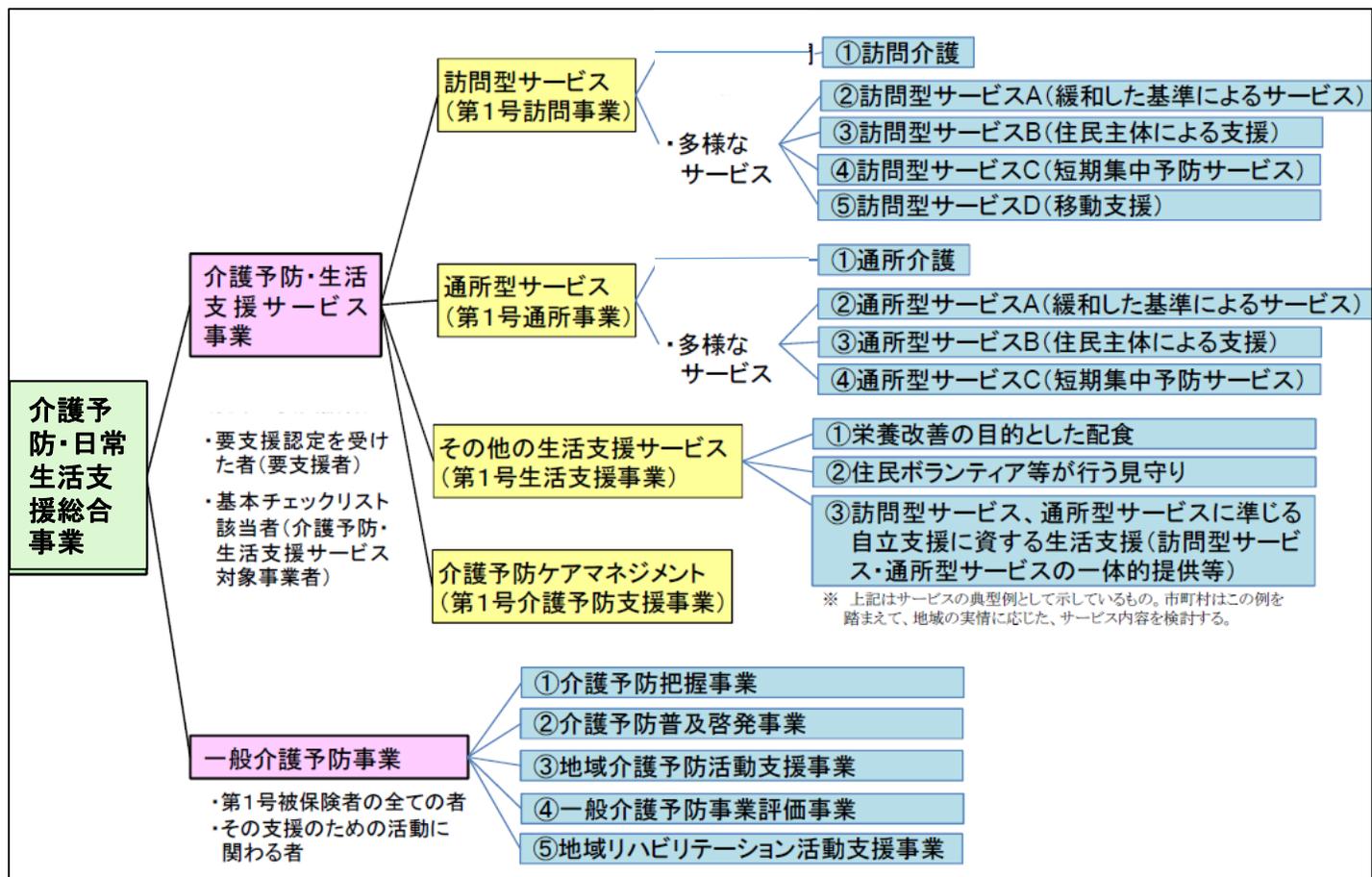
その他生活支援サービス(第1号生活支援事業)

介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防事業)

### ○一般介護予防事業

# 3 介護予防・日常生活支援総合事業について(3)

訪問型サービス・通所型サービスのうちの多様なサービスは下記の通りに分けられます。



- ・サービスA  
...従来のホームヘルパー・デイサービスよりも緩和した基準により実施されるサービス
- ・サービスB  
...ボランティア等の住民が主体となり、自主活動として実施される生活支援や通いの場
- ・サービスC  
...保健や医療などの専門職による短期間に集中して提供されるサービス
- ・サービスD  
...住民が主体となって実施する移動支援(サービスBと一体的に実施)

## 1 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント

### (1) 指定介護予防支援

予防給付の対象となる要支援者の自立支援を目的とした介護予防サービスの適切な利用に向けての支援

	平成29年度(うち新規)	平成30年度(うち新規)	令和元年度(うち新規)	令和2年度(うち新規)
ケアプラン作成数(総数)	1,880(58)	1,989(64)	2,109(83)	2,201(60)
(総数)のうち包括担当数	987(14)	917(24)	1,058(30)	1,170(23)
(総数)のうち委託事業所担当数	893(44)	1,072(40)	1,051(53)	1,031(37)
委託率	48%	54%	50%	47%

### (2) 介護予防ケアマネジメント

介護予防・日常生活支援総合事業対象者の介護予防や生活支援を目的とした、適切なサービスの利用に向けた支援であり、介護予防・日常生活支援総合事業の平成27年度開始に伴い実施

	平成29年度(うち新規)	平成30年度(うち新規)	令和元年度(うち新規)	令和2年度(うち新規)
ケアプラン作成数(総数)	1,866(71)	1,734(64)	1,682(69)	1,534(52)
(総数)のうち包括担当数	1,012(26)	818(17)	811(34)	777(34)
(総数)のうち委託事業所担当数	854(45)	916(47)	871(35)	757(18)
委託率	46%	53%	52%	49%

#### 【参考】委託契約締結事業所

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
委託契約締結事業所数	45	47	48	48
うち実績あり(稼働率)	33(73%)	37(79%)	40(83%)	35(73%)

## 2 包括的支援事業

### (1) 総合相談支援業務・権利擁護業務

地域の高齢者に対する様々な相談の対応(総合相談支援業務)・高齢者虐待の予防と対応や成年後見制度利用に向けた支援等、判断力の低下した高齢者に対する支援等の対応(権利擁護業務)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
(総計)	3,031	4,058	3,762	3,455
(総計)のうち地域包括支援センター対応(実人員)	536	757	677	606
(総計)のうち地域包括支援センター対応(延対応回数)	2,190	3,262	2,950	2,649
(総計)のうちランチ対応(延対応回数)	841	796	812	806
(総計)のうち虐待に関する数	実20/延144 (うち市が虐待と判断した実人員8)	実17/延309 (うち市が虐待と判断した実人員9)	実14/延92 (うち市が虐待と判断した実人員3)	実11/延73 (うち市が虐待と判断した実人員1)
(総計)のうち日常生活自立支援事業に関する数	実3/延4	実4/延9	実4/延20	実7/延28
(総計)のうち成年後見制度に関する数	実19/延103	実40/延174	実32/延192	実31/延227
(参考)成年後見制度市長申立件数	5件	7件	7件	10件

### (2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者の包括的な支援に向けたネットワークづくりやケアマネジャーに対する個別支援等

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ケアマネジャーからの相談	実76/延241	実78/延232	実54/延137	実42/延93

※上記のほか、地域ケア会議(困難事例の解決に向けた会議、地域課題の解決に向けた会議及び自立支援に資するケアマネジメントの振り返りのための会議等)を開催した。

#### 【センター別相談件数】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
(総計)	2,190	3,262	2,950	2,649
(総計)のうち地域包括支援センター対応	実208/延667	実414/延1,096	実323/延680	実327/延763
(総計)のうち地域包括支援ながうらサブセンター対応	実246/延913	実263/延1,112	実237/延1,135	実208/延1,184
(総計)のうち地域包括支援ひらかわサブセンター対応	実145/延610	実172/延1,054	実207/延1,135	実138/延702

### 3 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療と介護機関の連携を推進し、在宅において切れ目のないサービスを受けられるような体制の整備を図る。（平成27年度より実施）

#### 【実施状況】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
医療介護連携推進会議 開催回数	3	3		
作業部会 開催回数	2部会 各4	1部会 4		
在宅医療・介護連携推進協議会 開催回数			2 ※①	2
多職種研修会 開催回数	2	4	4	0
市民への普及啓発 開催回数	1	1	1	1

※①推進会議・作業部会を令和元年度より推進協議会とし実施。

※平成30年度より地域の医療・介護関係者等からの相談受付を行う「在宅医療・介護連携支援相談窓口」を地域包括支援センターに開設した。

### 4 生活支援体制整備事業

住民同士の助け合いやNPO等多様な主体による生活支援サービスの充実を図り、地域における支え合いの体制づくりを進める。（平成28年度より実施）

#### 【実施状況】

##### ●協議体の開催

平成28年度より事業開始し、市内3圏域（昭和・根形圏域、長浦・蔵波圏域及び平岡・中富圏域）で第2層圏域協議体を発足、平成29年度には圏域協議体の全体会を第1層協議体として開催した。

令和2年度には、全体会（第1層協議体）を1回、第2層圏域協議体は会議と書面照会を併用して行った。

##### ●生活支援コーディネーター（SC）の配置及び活動

平成30年7月から1名配置し、令和元年度は1層SC1名、2層SC3名を配置している。協議体の運営・講座開催による普及啓発・事業周知の広報活動等を行った。

なおSCは袖ヶ浦市社会福祉協議会に事業委託している。

### 5 認知症施策

#### （1）認知症施策推進検討委員会

認知症初期集中支援チームの運営や認知症施策の推進について検討。（平成27年度より実施）

#### 【実施状況】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
開催回数	4	4	3	3

#### （2）認知症初期集中支援チーム

認知症の人（疑い含む）とその家族に対し、初期の段階から複数の専門職で構成されるチームが包括的、集中的に関わり、自立した生活に向けての支援、介護負担の軽減を図る。（平成27年度より実施）

#### 【実施状況】

チーム員による訪問活動を実施。また、効果的な支援を検討するため、チーム員会議を月2回実施。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
新規対象者	20	10	8	5
訪問回数（延）	31	16	8	5

#### （3）認知症カフェ

認知症の人、家族、地域住民、介護職等が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、交流や情報交換を通じて認知症の人の家族の介護負担の軽減等を図る。

#### 【現状】

現在市内に地域住民、ボランティア等により3箇所の認知症カフェが開設されており、市としては周知活動とともに、必要に応じて職員の派遣を行う等、後方支援を行っている。

#### （4）認知症おでかけ安心シールの交付

認知症の人（疑いを含む）に対し、あらかじめ家族等の申請によりQRコードが記載されたシールを交付し、衣服や所持品に貼付しておくことにより、発見した際にQRコードを携帯等の端末で読み取ると、登録した家族や市へメールが届き、早期に家族へ引渡しができるもの。

#### 【実施状況】

令和2年度 交付件数3件

### (5) 認知症家族のつどい

認知症の方を介護する家族同士が介護経験や思いを分かち合ったり、アドバイスをし合い、交流を深め、支え合いとつながりを促進し、介護負担の軽減を図る。(平成22年度より実施)

#### 【実施状況】

年4回開催。毎回、袖ヶ浦さつき台病院医師・介護福祉士が出席。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
開催回数	4	4	3	3
人数(延)	50	32	23	22

### (6) 頭の元気度測定会

認知機能評価支援システムを使用した簡易な検査で、おおまかな認知機能を判定し、認知機能の自己確認や認知症への関心を高めるとともに、認知症を早期発見し、最適な保健指導、医療等の機会に結び付ける。(平成26年度より実施)

#### 【実施状況】

- タッチパネル式の機器を使用し、頭の元気度を測定。
- 月1回定期測定のほか、出張測定を実施。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
開催回数	40	34	39	12
人数(延)	244	178	155	22

### (7) 認知症サポーター養成講座

認知症についての理解を深め、認知症の人やその家族の暮らしやすい地域をつくる。(平成19年度より実施)

#### 【実施状況】

市内小中高等学校、地区サロン、福祉施設等の他、オープンクラスの開催。

	19~29	平成30年度	令和元年度	令和2年度
開催回数	222	26	19	6
人数	8,083	686	510	86

## 6 介護予防・生活支援総合事業

要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、多様な主体による多様なサービスを提供し、効果的・効率的に介護予防や日常生活支援を行う。

#### 【多様なサービスの実施状況】

- 訪問型サービスA(平成28年度より開始)

5事業所を指定し、市内2事業所においてサービス提供。令和3年3月末現在(4月審査)、利用者8人。

- 訪問型サービスB・訪問型サービスD・通所型サービスB(令和2年度より開始)

令和3年1月末現在	登録団体数	利用者延人数
訪問型サービスB	2	3
訪問型サービスD	1	0
通所型サービスB	1	18

- 訪問・通所一体型短期集中サービスC(平成29年度より開始)

リハビリテーション専門職との連携により、サービス開始。令和2年度 利用者37人。

## 7 一般介護予防事業

あらゆる高齢者を対象とした住民主体の通いの場の充実等、地域の実情に応じた効果的かつ効率的な介護予防の取り組みの実施及び推進を図る。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
(総計) 一般介護予防事業参加延人数	27,489	32,295	32,617	15,346
(総計)のうち おらが出張講座	69回実施 2,054人参加	60回実施 1,704人参加	39回実施 833人参加	54回実施 762人参加
(総計)のうち 袖ヶ浦いきいき百歳体操	実993/延25,435 新規9団体	実1,230/延32,544 新規10団体	実1,270/延31,784 新規3団体	実1,238/延14,584 新規1団体

※上記のほか、認知症予防、失禁予防の講座を開催した。

※例年実施している口腔機能向上講座については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から令和2年度は中止とした。

## 8 その他

特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人3法人に委託して、家族介護者が介護方法や介護のサービスについて学ぶ「家族介護教室」を開催し、安心して介護を続けることができるよう支援を行った。

【合計4回実施、参加者延23人】

令和3年度

袖ヶ浦市地域包括支援センター運営方針

令和3年4月

袖ヶ浦市福祉部高齢者支援課

## 1 策定の目的

この「袖ヶ浦市地域包括支援センター運営方針」は、袖ヶ浦市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本理念、業務推進の方針などを明確にするとともに、センター業務の円滑で効率的な実施に資することを目的に策定する。

## 2 センターの目的

センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職を配置し、その専門知識や技能を互いに活かしながらチームで活動することにより、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを実現することを目的とする。

## 3 運営の基本理念

地域包括ケアの実現のために、以下の視点を取り入れる。

### (1) 「公益性」の視点

センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う公益的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行う。

センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行う。

### (2) 「地域性」の視点

センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であり、地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。

地域ケア会議、その他地域で行われる活動等を通じて、地域住民や関係機関、サービス利用者の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組む。

### (3) 「協働性」の視点

センターは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が専門性を活用しながら相互に情報共有し、連携・協働する「チームアプローチ」を実践する。

さらに、地域の保健・福祉・医療の専門職や民生委員等の関係者と連携を図りながら業務を推進する。

## 4 業務推進の方針

### (1) 共通事項

#### ア 事業計画

センターは、毎年度重点目標を設定し、事業計画を策定する。

## イ 職員の配置

センターには次の職員を配置する。

なお、包括的支援事業担当の職員配置については、袖ヶ浦市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例（平成27年3月17日条例第2号）を遵守する。

### (7) 管理責任者

事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとして、管理責任者を1名配置する。

### (4) 包括的支援事業担当者

センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとにそれぞれ保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員を各1名以上常勤で配置する。

### (ウ) その他の職員

(ア)・(イ)に掲げるもののほか、必要に応じて事務職等の職員を配置する。

## ウ 職員の姿勢

センター業務は、地域で暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続できるための支援であることを念頭に置き、常に当事者の最善の利益を図るために業務を遂行する。

## エ 職員の資質向上

センターの職員は、相談技術やケアマネジメント技術の向上等、業務に必要な知識や技術の習得を目的とした研修等に積極的に参加し、各職員が学んだ内容をセンター職員間で伝達、共有することにより、センター全体のスキルアップに努めるものとする。

## オ 個人情報の保護

センターは業務上、高齢者等の個人情報を知り得る立場にあり、その保護については個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の秘密保持義務並びに袖ヶ浦市個人情報保護条例（平成8年条例第15条）が定める基準の内容を遵守する。

## カ 広報活動

センターの業務を適切に実施していくため、また業務への理解と協力を得るためにパンフレットやチラシ、広報紙等を作成し、様々な場所や機関への配布等を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報する。

## キ 窓口機能の強化等

センターの業務全般を効果的に推進するため、住民の利便性を考慮し住民からの相談を受け付け直接対応したり、あるいは、センターへつなぐことを目的に、下記のとおりサブセンター（支所）及びブランチ（窓口）を設置・運営する。

### (7) サブセンター

#### a 長浦・蔵波地区

名称 地域包括支援ながうらサブセンター

所在地 袖ヶ浦市蔵波634-1 長浦おかのうえ図書館1階

#### b 中川・富岡・平岡地区

名称 地域包括支援ひらかわサブセンター

所在地 袖ヶ浦市横田115-1 平川公民館1階

### (4) ブランチ

#### a 昭和・根形地区ブランチ

名称 袖ヶ浦菜の花苑(特別養護老人ホーム 袖ヶ浦菜の花苑内)

所在地 袖ヶ浦市神納4181-20

#### b 長浦・蔵波地区ブランチ

名称 サニーヒル(特別養護老人ホーム サニーヒル内)

所在地 袖ヶ浦市久保田857-9

#### c 中川・富岡・平岡地区ブランチ

名称 袖ヶ浦瑞穂(特別養護老人ホーム 袖ヶ浦瑞穂内)

所在地 袖ヶ浦市野里1452-4

## ク 感染症等への対応

センターの業務の遂行時における、新型コロナウイルス感染症、その他の感染症等への対応については、国・県・市の対処方針等に留意しつつ、感染予防対策を徹底し、高齢者等の安全を第一に業務を遂行する。

### (2) 地域包括ケアシステムの構築方針

センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して、尊厳あるその人らしい生活を維持することができるように、介護保険制度によるサービスのみならず、その他の公的なサービスや民間の提供するサービスの活用等、包括的な支援・サービス提供体制を構築し、一人ひとりの暮らしと生きがいを共に創り、高めあう地域共生社会への実現を目指し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていくものとする。

### (3) 地域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

センターは、地域包括ケアの推進のため、その中核機関としての役割を常に意識し、

地域の住民や関係団体等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域のニーズ・課題の把握に努め、解決に向けて地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な運営を行うものとする。

#### **(4) 介護事業者・医療機関・民生委員等の関係者とのネットワーク構築の方針**

センターは、高齢者が介護サービスや保健医療福祉サービス等を適切に利用できるよう、地域における多職種連携を進めるため、介護事業者、医療機関、民生委員、児童委員、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、高齢者支援のためのネットワーク構築を推進するものとする。

#### **(5) 介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針**

センターは、介護支援専門員に対して専門的な見地から、日常的業務の相談等に応じるとともに、支援困難なケースについては、具体的な支援方針を検討しながら助言・指導を行う。

また、個々の介護支援専門員の抱える課題やニーズを把握し、地域の介護支援専門員全体で共有できるような取組みを行い、介護支援専門員の問題解決能力を高める支援に努める。

#### **(6) 市関係部局との連携方針**

センターは、地域住民の総合相談に応じつつ、適切に地域住民の保健福祉の推進が図れるよう市関係部局とも連携し、包括的支援事業等の適切な運営を行う。

#### **(7) その他の方針**

センターは、その他地域の実情に応じて運営協議会が必要であると判断したものについては、方針として掲げるものとする。

## **6 具体的な業務**

### **(1) 包括的支援事業**

#### **ア 総合相談支援業務**

センターは、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の総合相談、地域包括支援ネットワーク構築、実態把握などの業務を行う。

## **イ 権利擁護業務**

センターは、権利侵害を受けている、又は受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、高齢者虐待の防止及び早期発見・早期対応、消費者被害の防止、成年後見制度の積極的な活用など、権利侵害の予防や対応を専門的に行う。

## **ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務**

センターは、地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域における関係機関や多職種の連携・協働の体制づくりや介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付における、より質の高いケアマネジメントを実現するため介護支援専門員に対する後方支援を行う。

## **エ 地域包括ケアシステムを構築するための事業の充実（社会保障充実分）**

### **(7) 在宅医療・介護連携推進事業**

センターは、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療・介護関係者の連携に向けた以下の取組みを推進する。

- a 地域の医療・介護の資源の把握
- b 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- c 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- d 医療・介護関係者の情報共有の支援
- e 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- f 医療・介護関係者の研修
- g 地域住民への啓発普及
- h 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

### **(4) 生活支援体制整備事業**

センターは、高齢者の生活支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくため、NPO、民間企業、ボランティア等多様な主体による助け合い活動の創出や、地域における介護予防の推進体制の検討、高齢者を支援する既存の社会資源の把握及び拡充による地域の支え合いの体制の構築等、必要な取組みを実施する。

### **(5) 認知症総合支援事業**

センターは、地域における認知症の人とその家族の支援に向け、認知症の人の家族や関係者からのきめ細かな相談対応を行うとともに、認知症初期集中支援チームの活動により、認知症又は認知症が疑われる人の自立した生活を支援する。

### **(I) 地域ケア会議推進事業**

センターは、個別課題の解決、支援ネットワークの構築、地域課題の把握等を中心に、包括的支援事業を効率的・効果的に行うために、多職種で個別ケースの課題解決へ向けた支援内容を検討することを通じ、地域づくり、社会資源の開発、政策形成につなげるため、以下の内容を目的とした地域ケア会議を行うものとする。

- a 介護支援専門員への高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援
- b 高齢者の課題解決のための地域での支援ネットワークの構築
- c 個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握
- d その他、地域の実情に応じて必要と認められる事項

### **(2) 指定介護予防支援・第1号介護予防支援事業**

センターは、介護保険における予防給付及び介護予防・日常生活支援総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業の利用対象となる要支援者等がサービスを円滑に利用することができるよう、その心身の状況、置かれている生活環境等を勘案し、介護予防サービス計画及び第1号介護予防支援事業（以下「介護予防サービス計画等」という。）に係る計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画等に基づくサービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整等に努める。

### **(3) 第1号介護予防支援事業以外の介護予防・生活支援サービス事業**

センターは、支援を必要とする高齢者がそのニーズに合わせた適切なサービスを利用できるように、従来相当の訪問介護サービスや通所介護サービスに加えて、地域の実情に応じ、地域住民や民間事業者、医療専門職による多様なサービスを創設し、その円滑な利用に努める。

### **(4) 一般介護予防事業**

センターは、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を活かした自立支援に資する取組みを推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進する。

### **(5) 任意事業**

センターは、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被

保険者及び要介護被保険者を現に介護する者等に対し、地域の実情に応じた必要な支援として、以下の事業を実施する。

## **ア 家族介護支援事業**

### **(7) 認知症高齢者見守り事業**

認知症高齢者の家族の精神的負担の軽減や交流の場、助言等を得る場としての家族のつどいの開催や徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築等、家族介護者の支援に努める。

### **(4) 家族介護教室事業**

要介護被保険者の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を開催し、介護する家族等に対して心身の負担の軽減を図る。

## **イ その他事業**

### **(7) 成年後見制度利用支援事業**

認知症等で判断能力が十分でない人が、成年後見制度を円滑に利用して地域で安心して暮らし続けることができる仕組みづくりの構築等に努める。

低所得の高齢者に対し、成年後見制度の市長申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行い、成年後見制度の活用の促進につなげる。

### **(4) 認知症サポーター等養成事業**

認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバン・メイトを養成するとともに、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成し、かつ、その活動支援に努める。

令和3年度 袖ヶ浦市地域包括支援センターにおける重点目標及び事業計画

1 重点目標

- (1) 地域住民、医療介護関係者、民間事業者等、地域のあらゆる関係者との連携を強化し、高齢者の生活を支える取組みの充実に向けて、地域全体での支え合いの体制づくりを進める。
- (2) 様々な健康状態における高齢者に対してその状態に合った介護予防の取組みを進め、自立支援を促進する。
- (3) 支援を必要とする高齢者等への対応の強化、充実を図る。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を注視しつつ、介護予防の取組を進める。

2 事業計画

※網掛け事業は重点事業

	事業	事業計画
1	総合相談支援業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターやランチの相談対応・実態把握活動により、高齢者のニーズを的確に把握し、適切な制度やサービス、機関につなげる。</li> <li>・個別ケースの支援方針や支援方法、支援の進捗について、センター内で共有・検討する。</li> </ul>
2	権利擁護業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者虐待又は虐待が疑われるケースについて、高齢者の安全と必要な医療・介護の提供が守られるよう支援する。また、養護者への支援も行き、再発防止を図る。</li> <li>・認知機能低下による消費者被害、セルフネグレクト、家庭内の複合的問題等の課題を抱えた高齢者が、尊厳が守られ地域での生活を継続できるよう、関係機関と連携して支援を行う。</li> <li>・個別ケースの支援方針や支援方法、支援の進捗について、センター内で共有・検討する。</li> </ul>
3	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 (地域ケア会議推進事業を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険サービス事業者会議においてケアマネジャーへの資質向上に向けた研修会の開催や情報の提供等を行う。</li> <li>・袖ヶ浦市ケアマネジャーネットワークの活動が促進されるよう、役員会に出席し、研修会の開催をはじめとする活動の後方支援を行う。</li> <li>・個々のケアマネジャーに対し、適宜個別ケースへの助言及び支援を行う。</li> <li>・個別課題検討型・地域課題検討型・自立支援型の各地域ケア会議を開催し、ケース毎の問題解決や自立支援の資するケアマネジメントに向けた支援を行う。また地域で取り組む課題について、地域ケア推進会議で検討する。</li> <li>・各会議について、感染症予防対策として、リモート会議など開催形式を工夫して取り組む。</li> </ul>
4	在宅医療・介護連携推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「袖ヶ浦市医療情報一覧」及び「君津圏域医療・介護多職種連携エチケット集」の活用を促進を図る。</li> <li>・「在宅医療・介護連携推進協議会」「多職種協働研修会」を通じて、市内関係者の連携を図り、顔の見える関係づくりに努める。</li> <li>・市民向け講演会の開催等による在宅医療の普及啓発を行う。</li> <li>・在宅医療・介護連携支援相談窓口寄せられる関係者からの相談について「医療介護連携地域相談サポート医(君津木更津医師会へ業務委託)」への相談につなげる等対応する。</li> <li>・各会議等についてコロナ禍でのリモート会議や動画視聴など、実施形式を工夫して取り組む。</li> </ul>

5	生活支援体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活支援コーディネーターによる地域の高齢者の生活支援に関する相談対応を強化し、相談解決のための互助活動促進を行う。（社会福祉協議会に委託。）</li> <li>第1層協議体において市内全域の共通課題の検討等を行う。</li> </ul>	
		目標値	
		住民主体の支援活動団体数	1団体（新規登録数）
6	認知症支援に関する事業（認知症総合事業・認知症高齢者見守り事業・認知症サポーター等養成事業）	<ul style="list-style-type: none"> <li>学童から成人まで幅広い年代に認知症サポーターの養成を行い、認知症に対する理解を深める。</li> <li>認知症サポーターのステップアップ研修等を通し、サポーターの自主的地域活動を進める。</li> <li>認知症初期集中支援チームや地域包括支援センターにおける認知症への相談対応、家族のつどい、認知症おでかけ安心シールの活用等により、本人の安心した生活への支援や家族の精神的負担の軽減を図る。</li> <li>認知症カフェの新規開設や継続に向けた支援を行う。</li> </ul>	
		目標値	
		認知症サポーター養成数	500人（新規養成数）
7	指定介護予防支援・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者のニーズを的確に把握し、必要なサービスの調整を行う。</li> <li>センター職員の研修の受講やセンター内での助言指導により、自立支援に資するケアマネジメントに努める。</li> </ul>	
8	第1号介護予防支援事業以外の介護予防・生活支援サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>リハビリ専門職による短期集中サービスCについて、利用促進を図る。</li> <li>住民主体により提供されるサービスBやDについて、既存団体等への働きかけや新たな担い手の発掘により、サービスの創設を図る。</li> </ul>	
9	一般介護予防事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>袖ヶ浦いきいき百歳体操の未実施地区に対して普及啓発活動を行い、新規開始につなげる。</li> <li>袖ヶ浦いきいき百歳体操実施団体に対し、体力測定やリハビリ専門職等からの助言を行い、体操参加者の継続に努める。また、活動団体へ感染症予防対策の周知を行う。</li> <li>介護予防サポーター（はつらつシニアサポーター）の養成やスキルアップ研修により、介護予防の普及活動を自主的に行える者を増やす。</li> <li>口腔機能、失禁予防、認知症予防等の講演会や教室等により介護予防の取り組みの充実を図る。なお、開催時は感染症予防対策を十分に行ったうえ実施する。</li> </ul>	
		目標値	
		いきいき百歳体操参加者数	86人（新規参加者）
		はつらつシニアサポーター数	11人（新規参加者）
10	成年後見制度利用支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備について、関係各課や関係機関と協議・検討を行っていく。</li> <li>市長による後見等申立てや後見制度利用のための費用助成が、必要に応じて適切に行われるよう支援を行う。</li> </ul>	
11	家族介護教室事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法人3事業所へ委託し、家族介護者の身体的・精神的負担の軽減につながるような内容を企画し、全12回実施する。</li> <li>開催時は、事業者と協議のうえ、感染症予防対策に十分配慮した方法で実施する。</li> </ul>	

12	地域包括支援センターの体制強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問活動や窓口での対応を通じて高齢者のニーズを的確に把握し、関係機関と連携し包括的な支援に努める。</li> <li>・ 広報への掲載や各種事業実施の際等、様々な機会を利用して、地域包括支援センター（サブセンター含む）の周知を行っていく。</li> <li>・ 今後の組織体制や運営について関係課と連携し、業務内容や人員体制の検討を進めていく。</li> <li>・ 令和4年度の長浦地区地域包括支援センター開設に向けた事業者選定を行なう。事業者決定後は、開設に向け円滑な業務が遂行できるよう、事業者と引き継ぎを十分に行う。</li> </ul>
----	-----------------	--

## 議題(3) 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について

●介護予防・日常生活支援総合事業：高齢者が要介護状態等となることを予防したり、要介護状態等の軽減や悪化の防止、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した生活を営むことができるよう支援する事業。

●介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について、新規指定が1件あったことから報告するものです。なお令和3年11月1日現在、第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）については40事業所、第1号通所事業（通所介護相当サービス）については45事業所を指定。

### 【新規】

事業所名	住所	サービス種別	運営主体			指定日	
			法人名	代表者役職	代表者	指定日	指定終了日
なでしこケア合同会社	千葉県市原市 松ヶ島2-10-13	第1号訪問事業 (介護予防訪問介護相当 サービス)	なでしこケア合同会社	代表社員	児玉 千里	令和3年9月1日	令和9年6月30日

## 地域密着型サービス事業者公募に係る事業者の選定について

### 1 地域密着型サービス事業者の公募について

「袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」に基づき介護サービスに係る地域密着型サービス事業の適正な整備・充実を図るために、施設等を整備・運営する事業者を選定するために公募を実施しました。

### 2 公募したサービス等

#### (1) 公募したサービス

種類	条件	定員等	整備地域
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (地域密着型特別養護老人ホーム)	創設 1施設	定員 29人 ユニット型とする	市内全域
認知症対応型共同生活介護 (介護予防を含む) (認知症高齢者グループホーム)	創設 1施設	定員 18人	市内全域

#### (2) 開設年度

令和5年度中

### 3 整備予定事業者の公募と選定について

整備予定事業者の公募は、令和3年9月1日から9月14日まで事業者からの応募を受けました。

その後、市職員から構成する袖ヶ浦市地域密着型サービス施設等整備運営事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、10月12日に応募事業者からの提案書類、プレゼンテーションに基づき審査を行い、別紙のとおり整備運営予定事業者を選定いたしました。

選定委員会の選定結果及び運営協議会委員の皆様のご意見等を踏まえ、市長が整備運営事業者を決定します。

○ 応募状況

種類	応募事業者
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (地域密着型特別養護老人ホーム)	1事業者
認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む) (認知症高齢者グループホーム)	1事業者

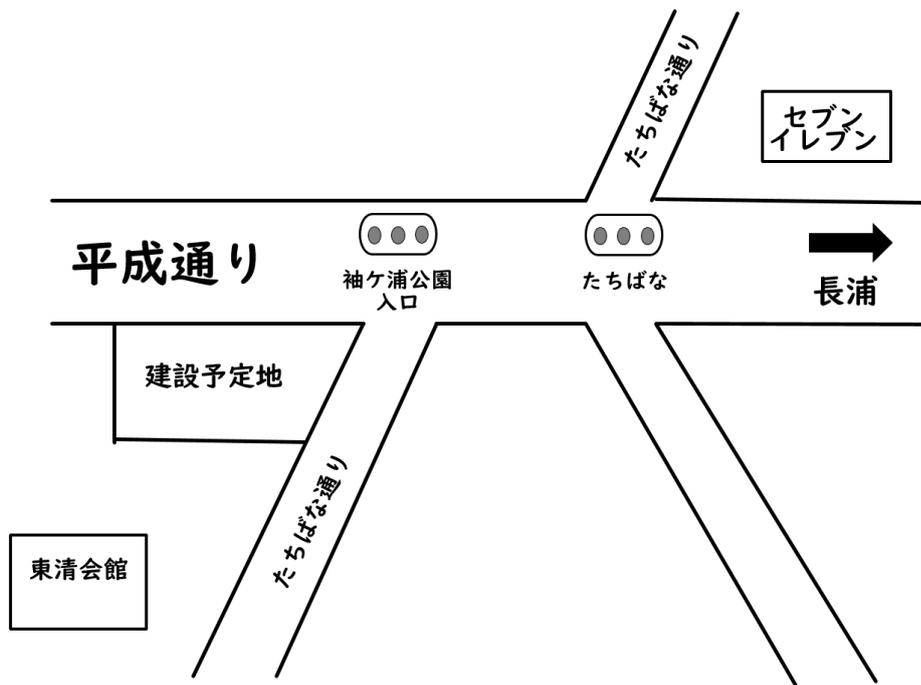
○ 選定結果

1 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特別養護老人ホーム)

- (1) 整備予定地 袖ヶ浦市神納2421番地3
- (2) 法人名 社会福祉法人恒久福社会
- (3) 法人所在地 木更津市中島2357-1
- (4) 代表者 理事長 山口 宗大
- (5) 開設予定年月日 令和5年11月

2 認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む)(認知症高齢者グループホーム)

- (1) 整備予定地 袖ヶ浦市神納2416番地2
- (2) 法人名 医療法人社団恒久会
- (3) 法人所在地 袖ヶ浦市奈良輪535番地1
- (4) 代表者 理事長 山口 重貴
- (5) 開設予定年月 令和5年11月

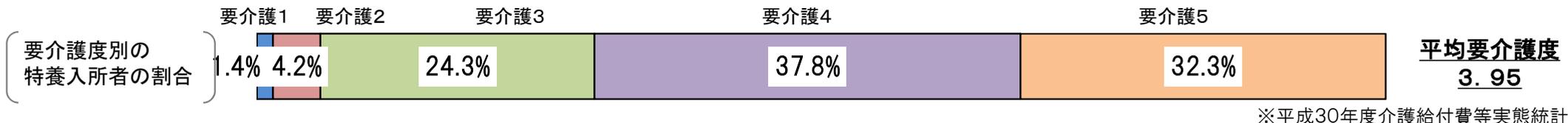


# 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)について

【根拠法：介護保険法第8条第22項、第27項、老人福祉法第20条の5】

- 要介護高齢者のための生活施設。
- 入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。
- 定員が29名以下のものは、地域密着型介護老人福祉施設(地域密着型特別養護老人ホーム)と呼ばれる。

≪ 施設数： 10,502施設 サービス受給者数： 61.96万人 (令和元年10月審査分) ≫ ※介護給付費等実態統計



## ≪設置主体≫

- 地方公共団体
- 社会福祉法人 等

## ≪人員配置基準≫

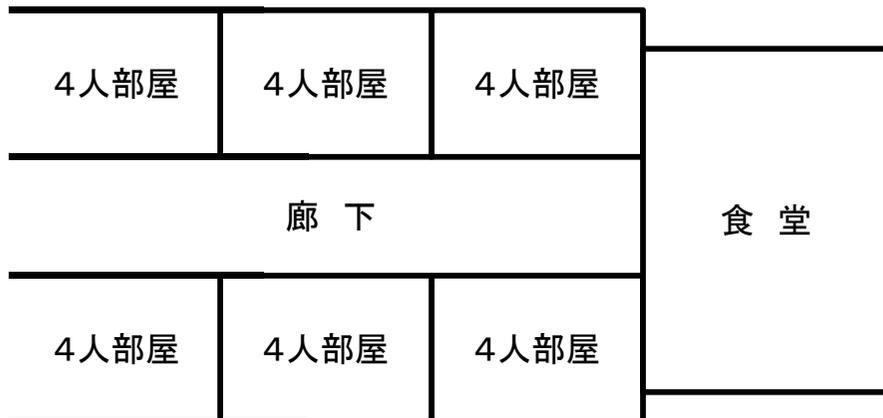
- 医師： 必要数
- 介護・看護職員： 3:1 等

## ≪設備基準≫

- 居室定員： 原則1人(参酌すべき基準)
- 居室面積： 1人当たり10.65㎡ 等

## 多床室

- 多床室(既設)の介護報酬：832単位(要介護5)
- 看護・介護職員1人当たり利用者数：平均2.2人(平成30年)\*

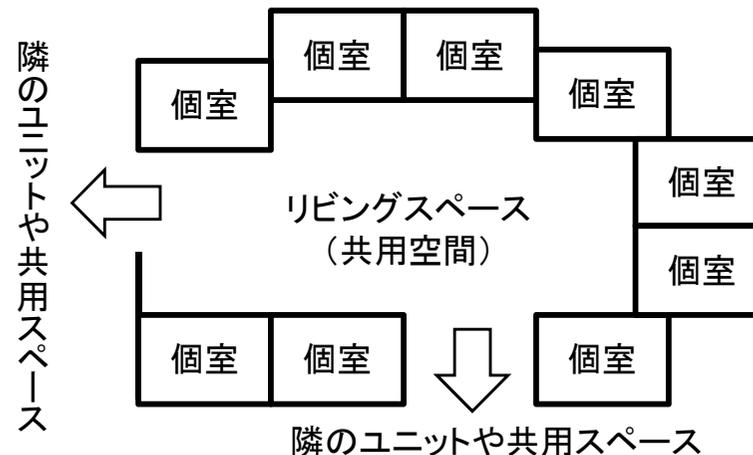


## ユニット型個室

- ユニット型個室の介護報酬：913単位(要介護5)
- 看護・介護職員1人当たり利用者数：平均1.7人(平成30年)\*

\*介護事業実態調査(令和元年度調査)

- ※ 入居者一人ひとりの個性や生活リズムを尊重
- ※ リビングスペースなど、在宅に近い居住空間
- ※ なじみの人間関係(ユニットごとに職員を配置)



# 認知症対応型共同生活介護(認知症グループホーム)について

【根拠法令:介護保険法第8条第20項及び第8条の2第15項、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第89条等】

- 認知症（急性を除く）の高齢者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするもの。

＜事業所数： 13,674事業所 サービス受給者数：20.7万人＞



出典:厚生労働省「介護給付費等実態統計」平成31年4月審査分(事業所数は介護予防を含まない)

## 【利用者】

- 1事業所あたり1又は2の共同生活住居(ユニット)を運営(※)
- 1ユニットの定員は、5人以上9人以下
- ※ 地域の实情により効率的運営に必要と認められる場合は、3つの共同生活住居を設けることができる。

## 【設備】

- 住宅地等に立地
- 居室は、7.43㎡（和室4.5畳）以上で原則個室
- その他  
居間・食堂・居間・台所・浴室、消火設備その他非常災害に際して必要な設備

## 【人員配置】

- 介護従業者  
日中:利用者3人に1人(常勤換算)  
夜間:ユニットごとに1人
- 計画作成担当者  
ユニットごとに1人(最低1人は介護支援専門員)(※ユニット間の兼務はできない。)
- 管理者  
3年以上認知症の介護従事経験があり、厚生労働大臣が定める研修を修了した者が常勤専従

## 【運営】

- 運営推進会議の設置  
・利用者・家族・地域住民・外部有識者等から構成  
・外部の視点で運営を評価
- 外部評価の実施
- 定期的に避難、救出訓練を実施し、これに当たっては地域住民の参加が得られるよう努めること

	6 期末	7 期以降	
	実績値 (2018年3月実績)	計画値 (2020年度)	計画値 (2025年度)
全国計	199,447	224,276	250,092
三大都市圏	72,376	83,696	97,628
三大都市圏以外	127,071	140,580	152,464

## 認知症施策推進大綱(抜粋)

- 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
  - 介護サービス基盤整備・介護人材確保・介護従事者の認知症対応力の促進  
特に、認知症グループホーム(認知症対応型共同生活介護)については、認知症の人のみを対象としたサービスであり、**地域における認知症ケアの拠点として、その機能を地域に展開し、共用型認知症対応型通所介護や認知症カフェ等の事業を積極的に行っていくことが期待される。**また、地域に開かれた事業運営が行われないと、そのサービス形態から外部の目が届きにくくなるとの指摘もあることから、介護サービスの質の評価や利用者の安全確保を強化することについて、その方策の検討も含め取組みを進める。

※三大都市圏は、東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、岐阜、三重、大阪、兵庫、京都、滋賀

出典：厚生労働省HP 第179会 (R2.7.8) 介護給付費分科会資料 <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000647295.pdf>